企業庁60周年

邓的惠劫

令和3年度三重県企業庁事業概要



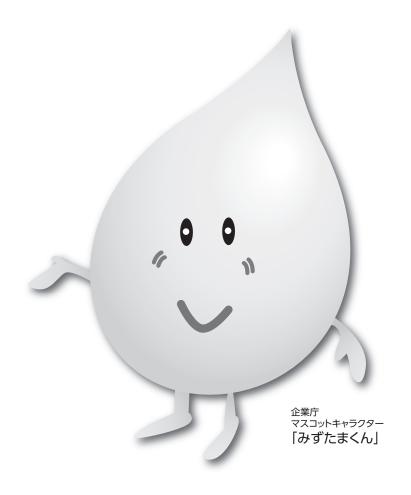






企業庁 マスコットキャラクター 『**みずたまくん**』





経営理念

公共性と経済性を両立させたうえで、県民の日常生活 や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将 来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の 確保や地域経済の発展に貢献します。

表紙写真 左上 「播磨浄水場全景|

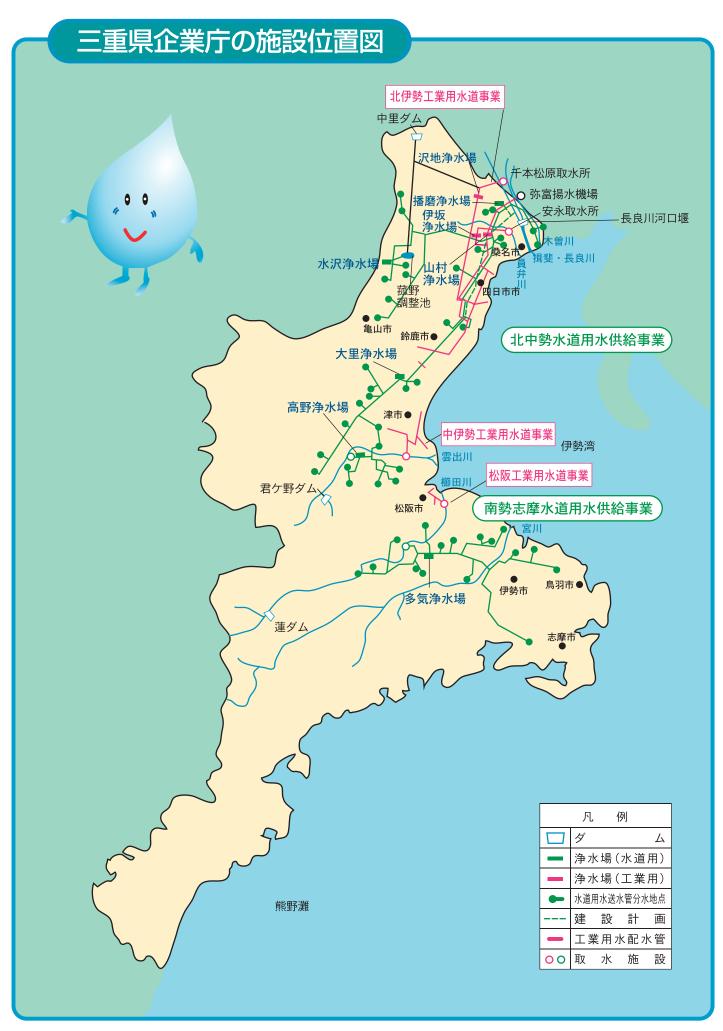
右上 「高野浄水場全景」

左下 「多気浄水場全景」

右下 「四日市市の工業地帯」

目 次

二重	原果企	E業庁の施設位置凶 (1975年)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
1	企業	(庁の役割														3
2	企業	() 作が行っている事業														3
3	水工電水各環災 財道業気道事境害 務	意の内容 道用水供給事業の概要 連用水道事業の概要 通事業の概要 道用水・工業用水の供給のしくみ 事業所の主な業務内容 意保全と地域貢献 語時における活動 器の状況 質庁の財務の特徴													·	4 5 6 7 8 0 1 3
		注計算書及び貸借対照表(令和2:	年	度	決	算	見	込	み)						4
		三重県企業庁組織 予算などの概要													1	6
	_	(1)令和3年度当初予算 (2)費用(決算額)の構成														8
		水道用水供給事業の概要 (1)事業概要 (2)水質 (3)営業実績などの概況													2	2 3 4
	4 :	工業用水道事業の概要 (1)事業概要 (2)料金 (3)水質 (4)営業実績などの概況													3 3	9 0 0 1
	5	「三重県企業庁経営計画」(平成2	9) 左	F3	3 F	自分	包	È)	の	概	要			3	6
	6	企業庁60年の歩み													4	1
	7 :	年表													4	9



1 企業庁の役割

三重県企業庁(以下「企業庁」という。)は三重県が経営する地方公営企業です。地方公営企業とは、地域住民の福祉の増進を目的として県や市町村などが直接経営する企業のことをいい、経済性を発揮した公的サービスを行う役割を担っています。

企業庁(地方公営企業)の特徴

企業庁の代表者である企業庁長(管理者)は、知事により任命されますが知事の一般的な指揮監督は受けず、企業庁の業務の執行に関して三重県を代表し、独自の権限により経営を行っています。

また、企業庁の事業に必要となる経費は、原則として料金収入など経営に伴う収入を充てるという独立採算制により賄われています。

2 企業庁が行っている事業

企業庁は、現在、次の3つの事業を行っています。

(1) 水道用水供給事業

県内29市町のうち、18市町に水道用水を供給しています。

三重県内の需要の約30%にあたる量の水道用水を供給しており、市町では、企業庁からの水と自己水源からの水を合わせるなどして、一般家庭に水道水を給水しています。

(2)工業用水道事業

県内の91社104工場に工業用水を供給しています。

工業用水は産業の血液とも呼ばれ、冷却・温調用水、製品処理・洗浄用水、ボイラー用水、原料用水などとして利用されており、地域経済にとって欠くことのできないものとなっています。また、地下水汲み上げによる地盤沈下を防止する役割も担っており、環境の保全に役立っています。

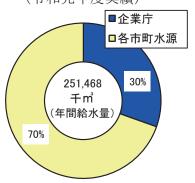
(3) 電気事業

RDF焼却・発電による電気を電気事業者などに供給していましたが、令和元年9月17日をもってRDF焼却・発電を終了しました。

現在、周辺環境や安全対策に十分配慮し、RDF焼却・発電施設の撤去を進めています。

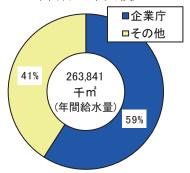
県内水道の給水量に 企業庁の水が占める割合

(令和元年度実績)



県内工業用水の使用量に 企業庁の水が占める割合

(平成30年実績)



*RDF

(Refuse Derived Fuel. ごみ固形燃料) ごみを固めた暖房や発電の燃料。 ごみを選別、粉砕した後に乾燥させ圧力 を加えて固めたもの。

~ 企業庁 ホームページ ~

最新情報を掲載しているほか、水質検査結果などの日常管理情報や財務状況の提供等を行っています。また、各事業所の情報提供も行っています。

http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/

3 事業の内容

水道用水供給事業の概要

○施設の概要

企業庁の施設は、1日あたり約42.9万㎡の水道用水を供給できる能力を備えており、 県内18市町に供給しています。

令和3年4月1日現在

事 業 名	水源	浄水場	給水能力 (㎡/日)	給水対象市町	管路延長 (km)	
	木曽川総合用水 (岩屋ダム)	播磨	80,300	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 木曽岬町、朝日町、川越町		
	三重用水	水沢	51,000	四日市市、鈴鹿市、菰野町	171.0	
北中勢水道 用水供給事業	長良川(長良川河口堰)	播磨	18,000	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、木曽岬町、菰野町、 朝日町、川越町		
	雲出川 (君ヶ野ダム) 高野 81,416		81,416	津市、松阪市	140.8	
	長良川(長良川河口堰)	大里	58,800	津市、松阪市	140.0	
南勢志摩水道 用水供給事業 櫛田川(蓮ダム)		多気	139,850	伊勢市、松阪市、鳥羽市、 志摩市、多気町、明和町、 大台町、玉城町、度会町	123.1	
合 計		5ヶ所	429,366	18市町	434.9	

○営業実績

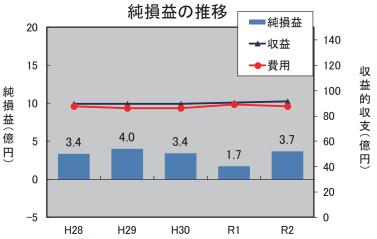
1年間で約7,600万㎡、1日あたりに換算すると平均して約21万㎡の水道用水を供給しています。

令和2年度の年間供給量は、前年度と比べわずかに減少しました。

〇経営状況

令和2年度は、収益約91億3,000万円に対し、費用約87億6,000万円を要したことから、純利益は約3億7,000万円となりました。





工業用水道事業の概要

○施設の概要

事 業 名	水源	浄水場	給水能力 (m³/日)	契約水量 (㎡/日)	給水区域	給水工場数	管路延長 (km)	
	長良川	भाग साम	250,000					
J1。/ T1. 売h	三重用水	沢地	10,000		桑名市 四日市市		301.0	
北伊勢 工業用水道事業	員弁川	伊坂	180,000	754,990	鈴鹿市 津市 朝日町	70社81工場		
	木曽川総合 用水 (岩屋ダム)	山村	400,000		川越町			
中伊勢 工業用水道事業	雲出川 (君ヶ野ダム)	-	33,000	14,370	津市	14社16工場	41.5	
松阪 工業用水道事業	櫛田川	_	38,500	38,500	松阪市	7社7工場	15.3	
合 計		3ヶ所	911,500	807,860		91社104工場	357.8	

- ※給水区域は現在給水している区域。
- ※中伊勢、松阪の各事業は浄水場なし。
- ※給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたもの。

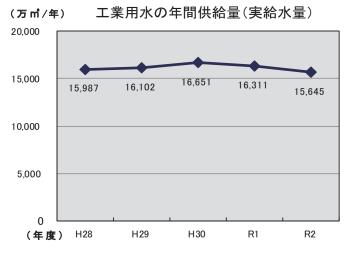
〇営業実績

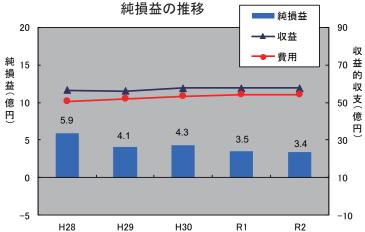
1年間で、約1億5,600万㎡、1日あたりに換算すると、平均して約43万㎡の工業用水を供給しています。

近年、工場の新増設に伴う水需要の伸びがある一方で、工場撤退に伴う工業用水の使用廃止に伴い、水需要は横ばい傾向にあります。

〇経営状況

令和2年度は、収益約57億7,000万円に対し、費用約54億3,000万円を要したことから、純利益は約3億4,000万円となりました。





電気事業の概要

○事業の経緯

三重県の電気事業は、昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として始まり、オイルショック後の石油代替エネルギーの確保や地球温暖化防止への寄与など、その時代時代において公営電気事業に求められた使命により、発電所を建設してきました。

昭和29年に長発電所を建設して以降、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、青蓮寺、大和谷、 蓮、青田、比奈知の計10箇所の水力発電所を建設し、地球温暖化防止のためのクリーンエネルギー として大きな役割を果たすとともに、産業振興をはじめ地域の発展に貢献してきました。

また、平成14年12月からは、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業として、RDF焼却・発電事業を企業庁で行ってきました。

平成18年3月に県議会から知事へ「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」があり、平成19年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向について」において、水力発電事業については民間譲渡が最初の選択肢と判断されました。このことを受けて、水力発電事業の民間譲渡を重点的な取組の一つに掲げた「三重県企業庁長期経営ビジョン」を平成19年11月に策定し、水力発電事業の民間譲渡を推進しました。

譲渡先については、水力発電やダム管理の技術、運営実績などを考慮し、中部電力株式会社との交渉を進めた結果、平成23年8月に譲渡に係る基本合意を締結し、平成25年4月1日に青蓮寺と比奈知の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二及び蓮の3発電所を、平成27年4月1日に長、宮川第三、三瀬谷、大和谷及び青田の5発電所を譲渡し、すべての水力発電所の譲渡が完了しました。

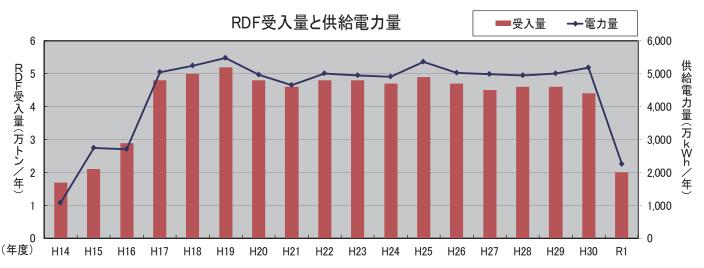
これにより水力発電事業を廃止し、平成27年度からはRDF焼却・発電事業を主体として事業運営を行ってきました。

RDF焼却・発電事業の事業期間は、事業に参画する市町及び三重県で構成する三重県RDF運営協議会により、平成32(令和2)年度末までとなっていましたが、平成30年7月19日に開催された同協議会の総会で、「製造団体は、平成31(令和元)年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議されました。この決議を受けて、三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電は令和元年9月17日に終了しました。

現在、周辺環境や安全対策に十分配慮し、RDF焼却・発電施設の撤去を進めています。

○営業実績の推移

三重ごみ固形燃料発電所では、運転開始から終了までの約17年間に、市町等が製造したRDFを約75万t受け入れ、約7億9,500万kWhの電気を電気事業者等に供給しました。



水道用水・工業用水の供給のしくみ

〇水道用水



[取水口]

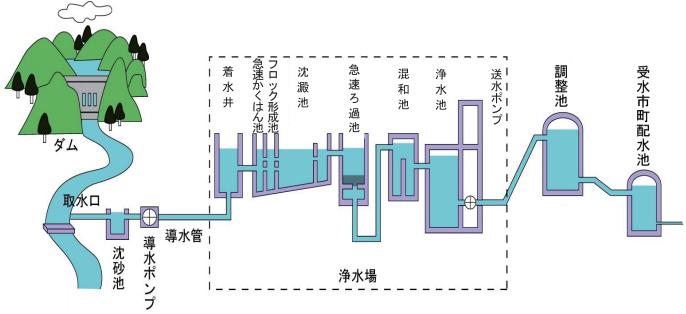




北中勢水道 高野浄水場



北中勢水道 水沢浄水場



- ・ ダムや河川に設けられた「取水口」から取水された水(原水)は、「沈砂池」で土砂などを取り除 いた後、浄水場の「着水井」へ導かれます。
- 原水中の微粒子を取り除くため、「急速かくはん池」において「ポリ塩化アルミニウム(PAC)」な どの薬品を注入し、「フロック形成池」において微粒子などの固まりであるフロックを形成させ、 「沈澱池」と「急速ろ過池」でフロックを取り除きます。
- 最後に、大腸菌などの消毒を行うため、「混和池」において「次亜塩素酸ナトリウム」を注入します。
- ・ こうしてきれいになった水は、「浄水池」へ貯められ、各市町の配水池(受水タンク)へ供給され た後、各市町により一般家庭へ水道水として給水されています。

〇工業用水

工業用水の供給のしくみは、基本的には水道用水と同じですが、水道用水ほどの水質が要求 されないことから、次のような点で違いがあります。

- 大腸菌などの滅菌を行う必要がないことから、次亜塩素酸ナトリウムを使用しないこと。
- ・ 微小フロックを取り除く必要がないことから、「急速ろ過池」を設置しないこと。 また、工業用水は、企業庁が直接各企業へ配水しています。

各事業所の主な業務内容

日常管理の充実や品質管理の徹底により、安全・安定な事業運営を行います。

OISO9001品質マネジメントシステムによる業務の実施

水の供給にあたっては、常に質の高いサービスを提供するためにISO9001を活用しています。

施設の整備、運転、保守管理や水質管理など、品質に影響する全ての業務を品質マネジメントシステムの対象としており、マニュアルや記録の管理を徹底するとともに、故障時などには適切な対処を行ったうえで、再発防止や予防処置に取り組んでいます。



薬品注入設備の点検

○運転管理

浄水場の運転管理を24時間体制で行い、安全運転 に努めています。

なお、運転管理は、段階的に民間委託を導入し、平成24年度からは全ての浄水場において民間委託しています。



民間委託による運転管理

〇水質管理

安全・安心な水道水を供給するため、浄水処理工程における水の色・濁り、消毒の残留効果などの水質検査を毎日行っています。また、水源から浄水(送水)に至る水の水質基準51項目の検査及び有害物質などの水質管理目標設定項目の検査を毎月行っています。

これらのほか、大雨で水源の水が濁ったり、水道水でカビ臭等が発生した時や、受水市町から苦情や問い合わせがあった時には、臨時で検査を行うことで、水質の確保や苦情などの解決につなげています。

(令和2年度臨時検査数 394回)



水質分析による安全確認

地震や渇水などにも備えて施設整備を行い、安定した供給を行います。

〇施設改良 修繕

浄水場や水管橋などの施設を適切に維持し更新していくことは、「安全」で「安心」できるサービスを提供するために不可欠です。

将来発生が予想される大規模地震に備え、施設の耐 震化や老朽化対策としての更新などの施設改良及び修 繕を、計画的に推進していきます。



耐震補強後の水管橋

〇漏水復旧

道路等に埋設されている水道管は、土壌特性による 腐食や地中の迷走電流による電食等により漏水するこ とがあります。

漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、道路陥没などの二次災害を引き起こす原因にもなりかねません。

このため、ユーザーなどへの影響も考慮しながら、できる限り迅速で的確な復旧作業を行います。

(令和2年度 水道用水供給事業の給水障害発生件数 0件 工業用水道事業の給水障害発生件数 0件)



夜間の漏水復旧作業

危機管理の充実や積極的な情報提供を通して、安心できる事業運営を行います。

〇危機管理訓練

「安全」で「安心」できるサービスを提供するため、「三 重県企業庁危機管理推進計画」に基づき、危機管理体制 の充実・強化並びに危機対応能力及び危機管理意識の 向上を図ることを目的に、震災対応訓練や水質事故対 応訓練などの実践的な訓練を行っています。



水道ボランティアによる給水訓練

〇施設見学

企業庁の役割や事業内容、水の大切さを知っていた だくため、浄水場の施設見学を行っています。

施設見学では、飲料水ができるまでをわかりやすく 説明するため、水がきれいになる工程の模擬実験や、水 質測定の実演を行っています。

(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度以降、 開催を見合わせています。)



浄水場の施設見学

環境保全と地域貢献

企業庁は、環境に配慮した事業運営に取り組んでいます。また、地域に貢献する様々な活動も行っています。



太陽光発電設備

沈澱池に太陽光パネルを備えた遮光 設備を設置し、藻類発生防止による水 質改善を図りながら太陽光発電を行う ことで、環境負荷を低減しています。

令和2年度発電電力量実績

播磨浄水場 226, 684kWh 高野浄水場 88, 551kWh

北勢水道事務所 35,570kWh



震災時の応急給水拠点

浄水場や調整池を利用して、県内の 14ヶ所に「震災時の応急給水拠点」を 整備し、被災直後でも一時的な給水がで きる体制を整えています。

桑名市3ヶ所、四日市市2ヶ所、津市4ヶ所、多気町3ヶ所、伊勢市2ヶ所



伊坂・山村サイクリングコース

伊坂ダム、山村ダムの周辺施設を地域住民の憩いの場として開放しています。

週末には、ダム湖周辺の散策やサイクリングなど、大勢の人で賑わっています。



小水力発電設備

水道管内の水が持つ余剰エネルギー を有効利用するため、小水力発電設備 を導入しています。

令和2年度発電電力量実績 播磨浄水場 197, 512kWh

災害時における活動

企業庁では、大規模地震や台風などによる災害が発生したときに備え、災害時における応援協定を結んでいます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成23年の台風12号による紀伊半島大水害時には速やかに現地に赴き、生活に必要な飲料水の応急給水、被災施設の復旧支援等の活動を実施しました。

○東日本大震災での活動

(水道事業)

「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、被災地の宮城県宮城郡松島町に給水車(給水タンク搭載)を持ち込み、応急給水活動を行いました。

現地に入った職員は、地元消防団に先導してもらい、松島町の浄水場で給水車に水を補給し、各給水箇所を回り応急給水活動を行いました。

【活動期間】

平成23年3月27日~28日(2日間)

(工業用水道事業)

宮城県企業局から経済産業省を 通じて要請を受け、被災した工業用 水道施設の復旧支援活動を行いま した。

漏水した配水管の復旧作業と並行してマンホールの点検、空気弁の取替え作業等を行い、配水管の復旧後、管の充水作業、充水後の管路点検を行いました。

【活動期間】

平成23年3月24日~27日(4日間) 平成23年4月10日~14日(5日間)



被災地に入る給水車(宮城県)



応急給水活動 (宮城県)



水道施設・管路の点検(宮城県)

〇紀伊半島大水害での活動

平成23年の台風12号による紀伊 半島大水害で甚大な被害を受けた 熊野市、紀宝町に対して、「三重県 水道災害広域応援協定」に基づく 応急給水活動を行いました。



浄水施設の被災状況 (熊野市)

熊野市には、職員延べ54人、給水車(給水タンク搭載)延べ27台が出動し、応急給水活動を行いました。

【活動期間】

平成23年9月5日~16日(12日間)



応急給水活動(熊野市)

紀宝町には、職員延べ16人、給水車(給水タンク搭載)延べ8台が出動し、応急給水活動を行うとともに、 浄水処理に関する技術支援を行いました。

【活動期間】

給水活動

平成23年9月6日~13日(8日間)

浄水処理技術支援 平成23年9月13日~16日(4日間)



給水車への補給作業(紀宝町)

企業庁の財務の特徴

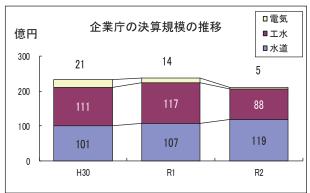
(1) 財務の原則

地方公営企業の経営は、その受益者が特定されていることから、経営に伴う経費については料金などの収入をもって充てなければならないとする「受益者負担の原則」と「独立採算制の原則」に基づいています。

(2) 企業庁の決算規模

決算規模は、事業の管理・運営に伴う支出と施設の建設・改良などに伴う支出の合計で、一般会計の歳出総額に相当するものです。

※決算規模 = 総費用(税込み)ー減価償却費+資本的支出 (総務省「地方公営企業年鑑」より)



(3)料金の決定基準

地方公営企業の料金は、その健全な運営を確保する必要があることから、能率的な経営の下における適正な原価に基づくものとされています。

また、料金には地方公営企業が継続してサービスを提供していくために必要な建設改良費などの資本費も原価として含まれており、こうした仕組みは総括原価方式と呼ばれています。

総括原価方式による料金単価設定の考え方

料金単価 = 原価(営業費用+資本費) ÷ 供給量

(4)企業債の状況

建設改良に要する資金に充てるため企業 債を発行していますが、企業債の償還は長 期にわたるため、新規の発行は計画的に行 う必要があります。

令和2年度末の企業債残高(元金+利息) は、約349億円となっています。

企業債残高の内訳

令和3年3月31日現在 (億円)

		企業債	
水道		元金	128
	坦	利息	14
工業用水道		元金	192
上未月	小坦	利息	15
		元金	320
合	計「	利息	29
		計	349

※ 数値は四捨五入のため合計が合わない場合があります。

(5) 一般会計繰入金の状況

水道の水源開発に要する経費や広域化対 策に要する経費の一部などについて、国の 基準などに基づき、一般会計から繰入を行 っています。

令和3年度は、一般会計から約7億円の 繰入を予定しています。

一般会計繰入金の推移

(億円)

	H30	R元	R2	R3
水道	2	4	6	3
工業用水道	3	3	3	3
計	5	7	9	7

- ※ R2までは実績、R3は当初予算額。
- ※ 数値は四捨五入のため合計が合わない場合があります。

損益計算書及び貸借対照表(令和2年度決算見込み)

① 水道事業

損益計算書	(億円、%))
科目	R2 対前年.	比
営 業 収 益	81 99.	. 2
営 業 費 用	82 97.	6
営 業 利 益	Δ1	_
営業外収益	10 116.	4
営業外費用	5 118.	. 2
経 常 利 益	4 216.	. 5
当年度純利益	4 216.	. 5
前 年 度 繰 越利益剰余金等	2 50.	. 5
当年度未処分	5 106.	2

貸借	封照	?(表		(1	意円、%)
	科	目		R2	対前年比
田	定	資	産	1,206	99. 2
流	動	資	産	118	98. 5
資	産	合	計	1, 324	99. 1
固	定	負	債	160	89. 5
流	動	負	債	24	87.0
繰	延	収	益	222	100.6
負	債	合	計	406	95. 1
資	4	Z	金	904	101.0
剰	身	È	金	14	102. 3
資	本	合	計	918	101.0
負	責 資	本台	計	1, 324	99. 1

② 工業用水道事業

損益計算書	(億円、%)				
科 目	R2 対前年比				
営 業 収 益	54 100. 1				
営 業 費 用	52 100. 5				
営 業 利 益	2 90. 2				
営業外収益	4 96.7				
営業外費用	2 90.4				
経 常 利 益	3 97.0				
当年度純利益	3 97.0				
前 年 度 繰 越利益剰余金等	4 81.4				
当年度未処分利 益剰余金	7 88. 4				

貸借	封斯	(1)表		(億円、%)			
	科	目		R2	対前年比		
固	定	資	産	1, 113	101.6		
流	動	資	産	85	105.8		
資	産	合	計	1, 198	101.9		
固	定	負	債	241	108.5		
流	動	負	債	14	92. 5		
繰	延	収	益	169	98. 5		
負	債	合	計	424	103. 7		
資	4	Z	金	754	101.0		
剰	身	\	金	19	95. 5		
資	本	合	計	773	100. 9		
負	責 資	本台	計	1, 198	101. 9		

③ 電気事業

損益計算書	(1	意円、%)
科 目	R2	対前年比
営 業 収 益	0.0	0.0
営 業 費 用	2	16. 9
営 業 利 益	△2	l
営業外収益	0.1	8.3
営業外費用	0.1	460.7
経 常 利 益	△2	l
特別利益	_	皆減
特別損失	3	122.7
当年度純利益	△5	_
前年度繰越		
利益剰余金等		
当年度未処分利 益 剰 余 金	$\triangle 5$	_

貸借	対則	只表		(1	意円、%)
	科	目		R2	対前年比
固	定	資	産	4	28.8
流	動	資	産	32	36. 9
資	産	合	計	35	35. 9
固	定	負	債	2	106. 9
流	動	負	債	0.5	55. 2
繰	延	収	益	_	_
負	債	合	計	2	89. 0
資	7	Z	金	38	29. 4
剰	匀	È	金	$\triangle 5$	_
資	本	合	計	33	34. 6
負化	責資	本台	計	35	35. 9

損益計算書の概要

損益計算書は、水道、工業用水道 及び電気事業に係る令和2年度の収益、費用及び損益の状況を示したも ので、各事業の1年間の経営成績を 表しています。

収益の主なものは営業収益であり、 水の供給に伴う料金収入などです。 費用の主なものは営業費用であり、 施設の管理・運営に伴う経費や減価 償却費などです。

令和2年度の各事業の純利益 (△は純損失) は以下のとおりです。

水道事業 : 4億円 工業用水道事業 : 3億円 電気事業 : △5億円

貸借対照表の概要

貸借対照表は、各事業の令和2年 度末の資産と負債及び資本の状況を 示したもので、決算日時点における 財政の状態を表しています。

資産は、施設などの固定資産と預金などの流動資産で構成されます。 固定資産の主なものは管路や浄水場などの有形固定資産、ダム使用権などの無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金などの固 定負債、企業債(1年以内償還分) や未払金などの流動負債、国庫補助 金などの繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

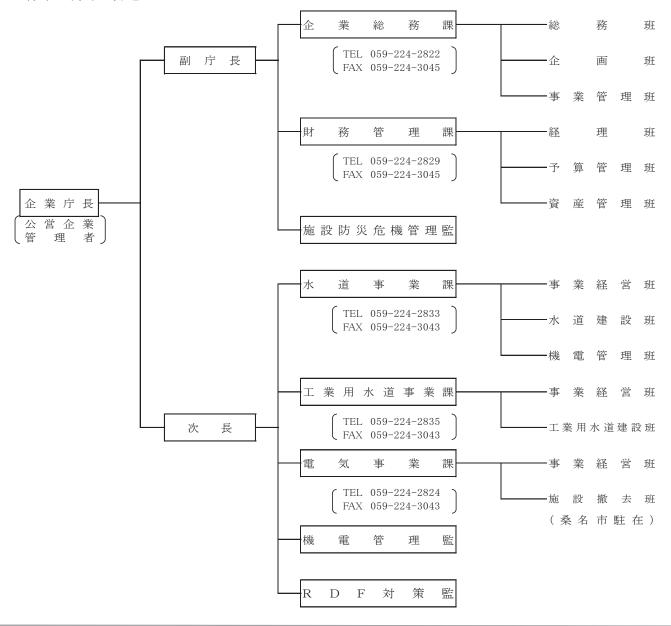
[※]億円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。 単位未満の金額は小数点第1位まで表記しています。

【資料編】

三重県企業庁組織

- (1) 組織図
 - ① 本 庁 〒514-8570 津市広明町13番地

(令和3年4月1日現在)



(2)職員配置表 (令和3年4月1日)

① 木 庁

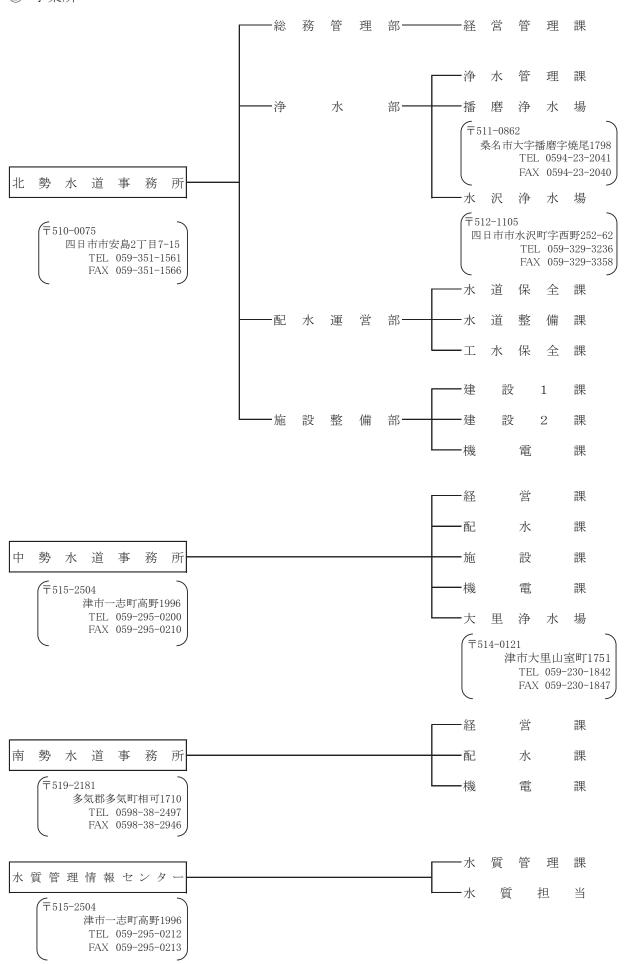
<u>(1) 本</u>	, ,				
	区		分		職員数
企	業	総	務	課	16
財	務	管	理	課	12
水	道	事	業	課	13
エ	業用	水 道	事 業	課	9
電	気	事	業	課	8
	小		計		58

② 事業所

		区		分			職員数
北	勢	水	道	事	務	所	65
中	勢	水	道	事	務	所	27
南	勢	水	道	事	務	所	17
水	質管	亨理	情幸	日セ	ンゟ	7 —	11
	,	小		計	-		120

	区	分	職員数
合	計	(1+2)	178

② 事業所



2 予算などの概要

(1) 令和3年度当初予算

① 予算編成の基本的な考え方

企業庁においては、三重県企業庁経営計画(以下「経営計画」という。)に掲げた「県民の日常生活 や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを提供することで、県民のくらしの安全・安心の確 保や地域経済の発展に貢献する」という経営理念の実現に向けて事業運営を行っています。

令和3年度当初予算については、経営計画の取組を的確に進めていくことを基本におき、水道・工業 用水道事業では、将来、発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備え、より一層、耐震化 を進めるとともに、老朽化対策等を着実に実施します。

電気事業では、引き続き、関係市町等と連携し、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて取り組むとともに、RDF焼却・発電施設の撤去等の取組を進めていきます。

令和3年度当初予算の事業別内訳

(単位:千円)

	年度	収益的収入 (A)	収益的支出 (B)	収益的収支差 (A) - (B)	純損益 (税抜き)	資本的収入 (C)	資本的支出 (D)	資本的収支差 (C)-(D)
水	2	9, 746, 382	9, 431, 007	315, 375	1,872	3, 135, 344	8, 239, 419	△5, 104, 075
道	3	10, 167, 750	9, 936, 551	231, 199	4, 298	2, 223, 079	6, 513, 469	△4, 290, 390
事	増 減	421, 368	505, 544	△84, 176	2, 426	△912, 265	$\triangle 1,725,950$	813, 685
業	前年対比	104.3%	105.4%	73.3%	229.6%	70. 9%	79.1%	-
工	2	6, 289, 207	6, 041, 543	247, 664	5, 907	4, 669, 519	7, 476, 556	△2, 807, 037
業用水	3	6, 303, 488	6, 042, 260	261, 228	3, 076	2, 628, 350	6, 006, 304	△3, 377, 954
道事	増 減	14, 281	717	13, 564	△2, 831	△2,041,169	△1, 470, 252	△570, 917
業	前年対比	100. 2%	100.0%	105.5%	52.1%	56.3%	80.3%	-
電	2	2, 029	765, 405	△763, 376	△739, 589	901, 988	-	901, 988
気	3	1, 196	1, 430, 679	△1, 429, 483	△1, 351, 800	-	1	-
事	増 減	△833	665, 274	△666, 107	△612, 211	△901, 988	-	△901, 988
業	前年対比	58.9%	186.9%	-	-	皆 減	-	皆 減
	2	16, 037, 618	16, 237, 955	△200, 337	△731, 810	8, 706, 851	15, 715, 975	△7, 009, 124
合	3	16, 472, 434	17, 409, 490	△937, 056	△1, 344, 426	4, 851, 429	12, 519, 773	△7, 668, 344
計	増 減	434, 816	1, 171, 535	△736, 719	△612, 616	△3, 855, 422	△3, 196, 202	△659, 220
	前年対比	102.7%	107. 2%	-	_	55. 7%	79. 7%	-

② 主な重点事業

(ア) 強靭な水道及び工業用水道の構築

予算額 9,281,532千円

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、 将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できる状態を維持するため老朽化対策等に取り組み、 強靭な水道及び工業用水道の構築をめざします。

(イ) RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けた取組

予算額 845,957千円

令和2年度において、RDF焼却・発電施設撤去設計を終え、撤去にかかる工事請負契約を締結しました。

引き続き、関係市町等と連携し、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて取り組むとともに、施設撤去については、安全対策、環境対策などに配慮して工事を進めます。

(2) 費用(決算額)の構成

水道事業

	ন	区成29年度		7	平成30年度		ŕ	今和元年度		令和	12年度(見i	즈)
区分	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比
減価償却費	4,127,252	48.1%	101.6%	4,108,837	47.8%	99.6%	4,236,489	47.8%	103.1%	4,255,476	49.4%	100.4%
支払利息	539,033	6.3%	88.1%	472,300	5.5%	87.6%	409,074	4.6%	86.6%	351,129	4.1%	85.8%
人 件 費	967,606	11.3%	115.4%	921,687	10.7%	95.3%	980,109	11.1%	106.3%	937,630	10.9%	95.7%
負 担 金	621,512	7.2%	100.8%	620,923	7.2%	99.9%	648,226	7.3%	104.4%	686,935	8.0%	106.0%
修繕費	689,256	8.0%	107.9%	538,426	6.3%	78.1%	558,052	6.3%	103.6%	596,815	6.9%	106.9%
動力費	580,440	6.8%	109.5%	625,363	7.3%	107.7%	641,931	7.2%	102.6%	587,464	6.8%	91.5%
委 託 料	537,118	6.3%	78.7%	561,240	6.5%	104.5%	593,514	6.7%	105.8%	575,798	6.7%	97.0%
その他	513,559	6.0%	85.1%	744,776	8.7%	145.0%	800,285	9.0%	107.5%	615,115	7.2%	76.9%
計	8,575,776	100.0%	99.9%	8,593,552	100.0%	100.2%	8,867,680	100.0%	103.2%	8,606,362	100.0%	97.1%
(受 託)	0	_	皆減	14,361	_	皆増	20,621	_	143.6%	156,289	_	757.9%
決 算 額	8,575,776		99.6%	8,607,913		100.4%	8,888,301		103.3%	8,762,651		98.6%

[※] 消費税および地方消費税を除く。

工業用水道事業

	7	区成29年度		Σ	区成30年度		ŕ	令和元年度		令和	12年度(見i	<u>入</u>)
区分	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比
減価償却費	2,347,418	45.4%	98.9%	2,305,708	43.3%	98.2%	2,314,838	42.7%	100.4%	2,467,045	45.5%	106.6%
支払利息	242,135	4.7%	86.9%	231,390	4.3%	95.6%	215,418	4.0%	93.1%	192,523	3.5%	89.4%
人 件 費	582,117	11.2%	112.3%	554,143	10.4%	95.2%	575,063	10.6%	103.8%	585,555	10.8%	101.8%
負 担 金	774,238	15.0%	100.1%	712,463	13.4%	92.0%	1,026,796	18.9%	144.1%	1,113,143	20.5%	108.4%
修 繕 費	334,685	6.5%	119.5%	428,488	8.1%	128.0%	379,545	7.0%	88.6%	183,545	3.4%	48.4%
動力費	270,480	5.2%	138.6%	292,526	5.5%	108.2%	315,550	5.8%	107.9%	284,744	5.3%	90.2%
委 託 料	334,764	6.5%	92.1%	380,364	7.2%	113.6%	399,501	7.4%	105.0%	395,508	7.3%	99.0%
その他	288,242	5.5%	103.5%	417,007	7.8%	144.7%	192,815	3.6%	46.2%	200,205	3.7%	103.8%
計	5,174,079	100.0%	102.3%	5,322,089	100.0%	102.9%	5,419,526	100.0%	101.8%	5,422,268	100.0%	100.1%
(受 託)	12,254	_	107.0%	13,271	_	108.3%	1,099	_	8.3%	4,234	_	385.3%
決 算 額	5,186,333		102.3%	5,335,360		102.9%	5,420,625		101.6%	5,426,502		100.1%

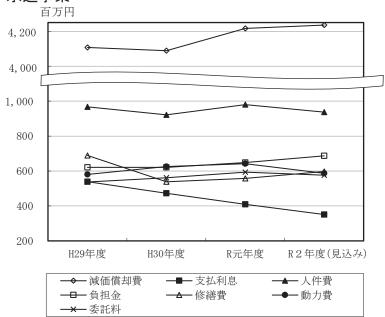
[※] 消費税および地方消費税を除く。

電気事業

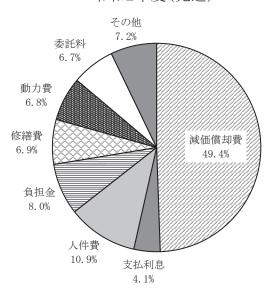
モハケナハ	•											
	<u> </u>	平成29年度		7	区成30年度		ŕ	令和元年度		令和	12年度(見i	즈)
区分	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比	決算額 (千円)	構成比	前年対比
減価償却費	128,442	6.3%	99.4%	121,413	5.8%	94.5%	50,975	3.7%	42.0%	0	-	皆減
人 件 費	185,470	9.1%	93.9%	208,949	9.9%	112.7%	221,525	15.9%	106.0%	161,336	32.6%	72.8%
負 担 金	13,468	0.7%	16.9%	11,431	0.6%	84.9%	13,675	1.0%	119.6%	13,996	2.8%	102.3%
交 付 金	4,829	0.2%	6.4%	4,206	0.2%	87.1%	3,677	0.3%	87.4%	3,216	0.7%	87.5%
修繕費	919,787	45.3%	855.7%	898,244	42.7%	97.7%	392,976	28.3%	43.7%	168	0.0%	0.0%
委託料	647,433	31.9%	122.0%	641,604	30.5%	99.1%	386,657	27.8%	60.3%	11,806	2.4%	3.1%
特別損失	0	-	=	71,396	3.4%	皆増	244,490	17.6%	342.4%	300,000	60.5%	122.7%
その他	132,790	6.5%	239.3%	145,210	6.9%	109.4%	75,257	5.4%	51.8%	5,088	1.0%	6.8%
決 算 額	2,032,219	100.0%	172.9%	2,102,453	100.0%	103.5%	1,389,232	100.0%	66.1%	495,610	100.0%	35.7%

[※] 消費税および地方消費税を除く。

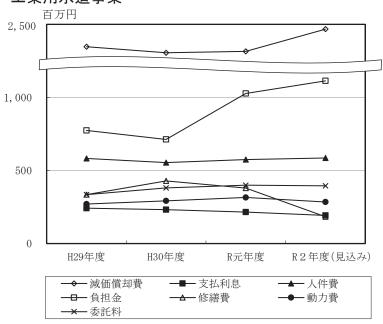
水道事業



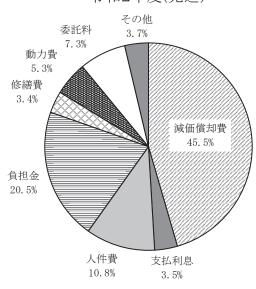
令和2年度(見込)



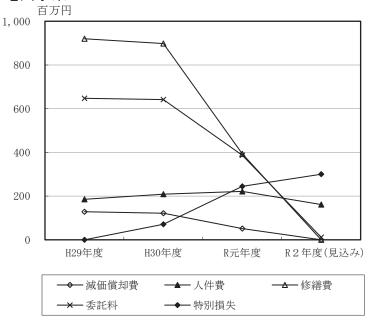
工業用水道事業



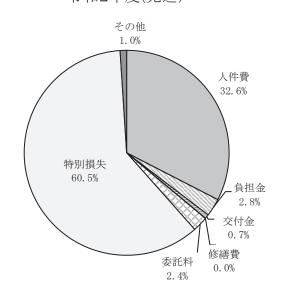
令和2年度(見込)



電気事業



令和2年度(見込)



3 水道用水供給事業の概要

(1) 事業概要

≪営業関係≫

三重県の水道用水供給事業は、昭和40年代前半からの県内産業の発展、都市化の進行などにより水需要が増加する中で、個々の市町では水源開発が困難なことなどから、県で広域的に用水供給事業を実施するよう関係市町から要請を受け、事業を開始しました。

現在、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業で営業を行い、給水能力は5浄水場で日量429,366㎡となっており、県内の18市町に水道用水を供給しています。令和元年度の供給実績は、県全体の水道水需要量の約30%に相当しています。

また、施設の合理的・効率的運用を行うため、平成13年4月から大里浄水場の運転管理を中勢水道事務所から遠隔制御で行っています。さらに、平成16年4月から播磨浄水場及び水沢浄水場の運転管理を北勢水道事務所から遠隔制御で行っています。

(令和3年4月1日現在)

											II 0 1/	1 日 5元1工/
	事	事業 名	水 源 <浄水場>	計 画目標年度	給水対	かまま は ままま は まままま しゅう	《基本水量 (r	m³/日)	給水能力 (㎡/日)	給水開始 年月日	工期	事 業 費 (千円)
	北	木曽川 用水系	木曽川 総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	昭和60年度	四日市市 桑名市 鈴鹿市 木曽岬町	36, 200 24, 300 10, 000 2, 800	朝日町川越町 計	1, 200 5, 800 80, 300	80,300	(一部給水: 昭和52.3.28) 全部給水: 昭和54.4.1	昭和46 ~53年度	12,214,986
北中		三 重用水系	三重用水 <水沢>	平成12年度	四日市市 鈴鹿市 菰野町	41,800 6,600 2,600	∄ -	51,000	51,000	(一部給水: 平成3.4.1) 全部給水: 平成8.4.1	昭和63 ~平成7年度	11,555,000
勢水道用水供公		長良川 水 系	長良川(長良川河口堰)(番磨>	令和7年度	四桑館山市市市	2, 200 1, 100 2, 200 7, 400 2, 000	菰野町 朝日町 川越町 計	700 1,000 1,400	18,000	(一部給水: 平成13.4.1 平成21.7.1) 全部給水: 平成23.4.1	平成10 ~令和6年度	執行済事業費 16,889,551 (全体計画) (20,894,895)
給事業	中	雲出川 水 系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	昭和60年度	津 市松阪市	76, 916 4, 500	計	81, 416	81,416	創設: 昭和46.6.4 一次拡張: 昭和56.4.1	昭和43 ~55年度	6,657,215
	勢系	長良川 水 系	長良川(長良川河口堰)(大里>	令和7年度	津 市 松阪市	50, 500 8, 300	計	58,800	58,800	全部給水: 平成10.4.1	平成5 ~令和6年度	執行済事業費 39,813,066 (全体計画) (68,442,605)
		勢志摩水道 水供給事業	櫛田川 (蓮ダム) <多気>	令和2年度	伊松鳥志多	37, 300 61, 000 20, 000 10, 000 6, 050	明和町 大玉城町 町町町町 計	2,800 1,700 500 500	139,850	(一部給水: 昭和62.5.1) 全部給水: 平成27.4.1	昭和50 ~平成7年度 (拡張) 平成23 ~26年度	72,884,098
		合 計				18	市町		429,366			

[※] 計画目標年度は、事業認可計画時において施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度です。

≪建設関係≫

北中勢水道用水供給事業(長良川水系)は、水源を長良川(長良川河口堰)に求め、中勢地域2 市を対象に計画給水量83,584㎡/日、北勢地域8市町を対象に計画給水量47,600㎡/日 の合計131,184㎡/日を供給するため、平成5年度から建設事業に着手し、平成10年度か ら中勢系の給水を開始し、平成13年度からは、北勢系の一部給水を開始しています。

水需要の伸び悩みから平成20年3月に事業計画の見直しを行い、中勢系58,800㎡/日、 北勢系18,000㎡/日の合計76,800㎡/日に規模を縮小し、必要な施設整備に取り組んでいます。

大里浄水場の凝集沈澱池などについては、平成30年度に着工し、令和3年度の供用開始に向けて整備を進めています。また、取水・導水施設については、令和7年度の供用開始に向けて整備を進めています。

(2) 水質

水道水の水質に関する検査項目は、水道法に基づく「水質基準項目 (51項目)」及び「水質管理目標設定項目(27項目)」があります。三重県企業庁が供給している水道水は、水質基準を十分満足しており、良好な水質を保っています。

色・臭い・味覚等に関する項目(令和2年度 浄水場出口・年平均)

	-7	W//I.		北勢水道	道事務所	中勢水道	道事務所	南勢水道事務所
	│ 項 目 │	単位	目標値(※1)	播磨浄水場	水沢浄水場	高野浄水場	大里浄水場	多気浄水場
色	マンガン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
色	アルミニウム	mg/l	0.1以下	0.05	0.05	0.02	0.05	0.06
	残留塩素	mg/l	1以下	0.7	0.5	0.7	0.7	0.6
臭い	ジェオスミン	mg/l	※2 0.00001以下	0.000002	0.000001未満	0.000002	0.000002	0.000001
一 关 / `	2-メチルイソボルネオール	mg/l	※2 0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001
	臭気強度(TON)		3以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
	遊離炭酸	mg/l	20以下	0.8	1.2	2.2	1.8	0.7
味覚	有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)	mg/l	3以下	1.7	1.1	1.5	2.2	0.6
· 朱見	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/l	10以上~100以下	22	45	33	23	34
	蒸発残留物	mg/l	30以上~200以下	48	57	71	59	53
濁り	濁度	度	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

^{※1} より質の高い水をお届けするために定められた目標値です。(水質基準を補完する項目。平成15年10月厚生労働省健康局長通知)
※2 水道法に基づく水質基準値です。

(3)営業実績などの概況

①使用水量などの推移

	事	業名	区 分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			使用水量	m³/年	13,194,410	14,516,227	14,201,282	15,100,173	13,949,480
			給水実績	m³/年	13,194,410	14,516,227	14,201,282	15,100,173	13,949,480
		木曽川	給水能力	m³/∃	80,300	80,300	80,300	80,300	80,300
		用水系	最大使用水量	m³/∃	47,591	49,203	49,369	51,335	49,645
			平均使用水量	m³/∃	36,248	39,880	38,908	40,922	38,323
			料金収入	千円/年	1,189,102	1,240,653	1,228,370	1,266,612	1,221,127
			使用水量	m³/年	12,316,548	12,340,896	12,164,334	12,436,033	12,221,114
	北		給水実績	m³/年	12,316,548	12,340,896	12,157,492	12,436,033	12,221,114
		三 重	給水能力	m^3/ \exists	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
		用水系	最大使用水量	m³/∃	38,113	37,150	36,133	36,732	37,484
	勢		平均使用水量	m³/∃	33,837	33,904	33,327	33,702	33,574
			料金収入	千円/年	1,526,865	1,527,815	1,520,929	1,531,525	1,523,143
北			使用水量	m³/年	3,349,759	3,310,652	3,340,854	3,433,017	3,369,915
中勢	系		給水実績	m³/年	3,062,068	3,054,304	3,082,543	2,979,626	2,875,503
水		長良川	給水能力	m^3/ \exists	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
道田		水系	最大使用水量	m³/∃	10,746	10,060	10,033	10,077	10,103
用水			平均使用水量	m³/∃	9,203	9,095	9,153	9,304	9,258
供			料金収入	千円/年	644,313	642,787	643,965	650,214	633,395
給事			使用水量	m³/年	11,131,080	12,153,521	11,895,782	12,949,610	14,313,998
業			給水実績	m³/年	11,131,080	12,153,521	11,895,782	12,949,610	14,313,998
		雲出川	給水能力	m³/日	81,416	81,416	81,416	81,416	81,416
		水系	最大使用水量	m^3/ \exists	42,164	51,924	47,184	50,125	54,149
	中		平均使用水量	m³/∃	30,580	33,389	32,591	35,094	39,324
			料金収入	千円/年	1,391,564	1,431,439	1,421,388	1,462,487	1,496,682
	勢		使用水量	m³/年	10,701,600	10,701,600	10,731,000	10,848,600	10,701,600
			給水実績	m³/年	10,701,600	10,701,600	10,731,000	10,848,600	10,701,600
	系	長良川	給水能力	m³/∃	58,800	58,800	58,800	58,800	58,800
		水系	最大使用水量	m³/∃	37,171	33,717	34,556	34,851	34,444
			平均使用水量	m³/∃	29,400	29,400	29,400	29,400	29,400
			料金収入	千円/年	1,108,850	1,108,850	1,109,997	1,114,583	1,095,116
			使用水量	m³/年	21,444,209	21,524,445	21,380,059	21,780,580	21,332,362
			給水実績	m³/年	21,374,999	21,455,033	21,310,694	21,685,326	20,857,503
		志摩水道	給水能力	m³/∃	139,850	139,850	139,850	139,850	139,850
月	水值	共給事業	最大使用水量	m³/∃	74,865	72,165	71,089	71,698	68,786
			平均使用水量	m³/∃	58,913	59,133	58,576	59,026	58,605
			料金収入	千円/年	2,145,320	2,148,449	2,142,818	2,158,519	2,140,958
			使用水量	m³/年	72,137,606	74,547,341	73,713,311	76,548,013	75,888,469
			給水実績	m³/年	71,780,705	74,221,581	73,378,793	75,999,368	74,919,198
4	合	計	給水能力	m³/日	429,366	429,366	429,366	429,366	429,366
	-1	н	最大使用水量	m³/∃	-	-	-	-	-
			平均使用水量	m³/∃	198,180	204,800	201,954	207,448	208,485
			料金収入	千円/年	8,006,015	8,099,994	8,067,467	8,183,940	8,110,422

^{※1} 料金収入は消費税および地方消費税抜き、使用水量は料金収入(使用料金)の算定水量。(有収水量)

^{※2} 平成27年4月から大台町への給水開始。 (南勢志摩水道用水供給事業)

^{※3} 数値は四捨五入のため合計が合わない場合があります。

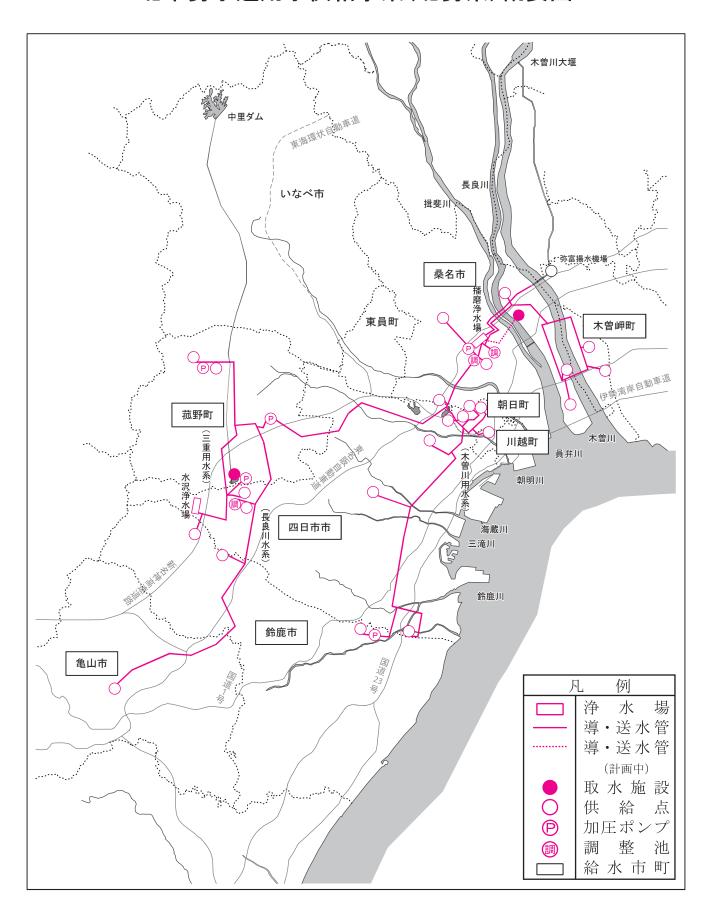
② 水道料金の推移 (単位:円)

	事	業	全另 了	昭和 51~52 年度	昭和 53~54 年度	昭和 55~59 年度	昭和60 ~ 平成元 年度	平成 2 年度	平成 3~6 年度	平成 7~8 年度	平成 9 年度	平成 10~11 年度	平成 12 年度	平成 13~14 年度	平成 15~16 年度	平成 17~20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23~26 年度	平成27 ~ 令和元 年度	令和 2~6 年度
		木曽	基本料金	800	890	990	1,070	1,030	1,030	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	680	680	670	670	700	700
		川用	使用料金	40	40	42	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
	.,	水系	超過料金	190	190	190	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	北	=	基本料金	_	_	_	_	_	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	2,930	2,930	1,710	1,710
北	勢	重用水	使用料金	_	_	_	_	_	75	75	75	75	75	75	75	65	65	39	39	39	39
	系	系	超過料金	_	_	_	_	_	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
中		長	基本料金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1,400	1,400	1,400	(3,130) 1,400	(3,130) 1,400	(2,750) 2,560	(2,490) 2,300	(2,430) 2,230
勢		良川水	使用料金	_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	39	39	39	39	39	39	39	39
水		系	超過料金	_	_	_	_	_	_	_		_	_	180	180	180	180	180	180	180	180
		雲	基本料金	390	390	390	410	400	400	(800) 380	(800) 380	380	380	380	380	470	470	1,000	1,000	980	960
道	中	出川水	使用料金	30	30	33	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
	勢	系	超過料金	138	138	138	138	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	Ħ	長	基本料金	_	_	_	_	_	_	_	_	2,060	2,060	2,060	2,060	2,030	2,030	1,000	1,000	980	960
	系	良川水	使用料金	_	_	_	_	_	_	_	-	60	60	60	60	39	39	39	39	39	39
		系	超過料金			_	_	_	_		_	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
		南	基本料金	_	_	_	1,800	1,770	1,770	1,460	1,460	1,460	1,320	1,320	1,320	1,290	1,290	1,070	1,070	780	780
Ē	有	勢	使用料金	_	_	_	60	60	60	60	60	60	60	60	60	39	39	39	39	39	39
参元	势	系	超過料金	_	_	_	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
暦	k	志	基本料金	780	780	780	1,040	1,270	1,270	1,520	1,850	1,850	1,740	1,740	1,320	1,290	1,290	1,070	_	ı	_
ij	Ī	摩	使用料金	40	40	44	36	36	36	39	39	39	39	39	60	39	39	39	1	ı	_
		系	超過料金	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	_	_	_
	伊		基本料金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1,600	_	_	_	_
	賀水道		使用料金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	65	_	_	_	_
	道		超過料金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	180	_	_	_	_

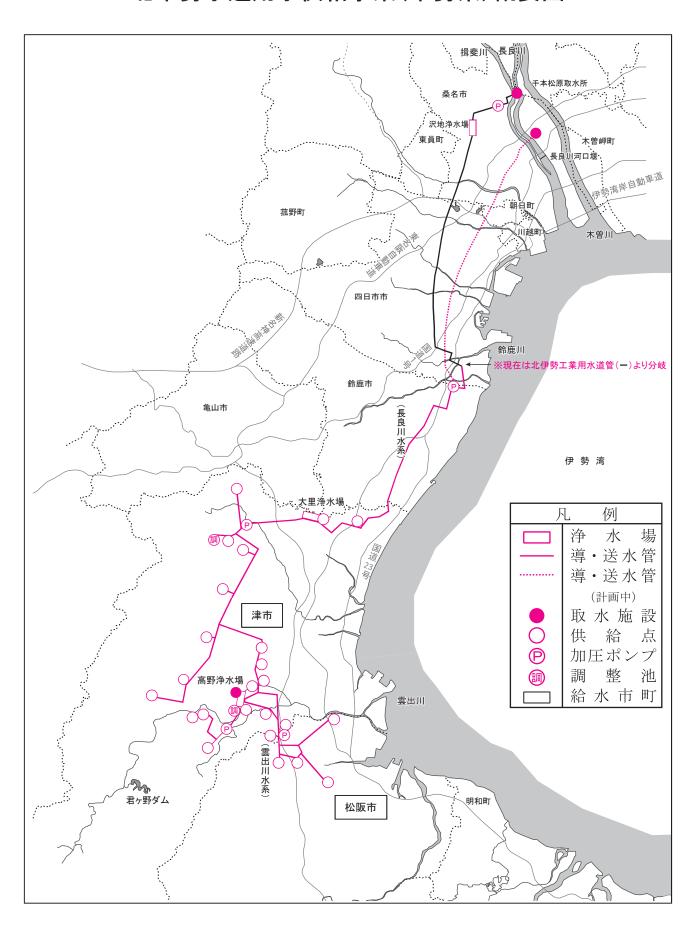
基本料金:基本水量1㎡あたり月額。 使用料金:使用水量1㎡あたり。 超過料金:超過水量1㎡あたり。

- ※1 北中勢水道(北勢系・長良川水系)の()内は亀山市の区域に係る水道料金。
- ※2 北中勢水道(中勢系・雲出川水系)の()内は拡張(暫定)分に係る水道料金。
- ※3 南勢志摩水道(志摩系)については、平成23年4月に志摩市へ譲渡。
- ※4 伊賀水道については、平成22年4月に伊賀市へ譲渡。

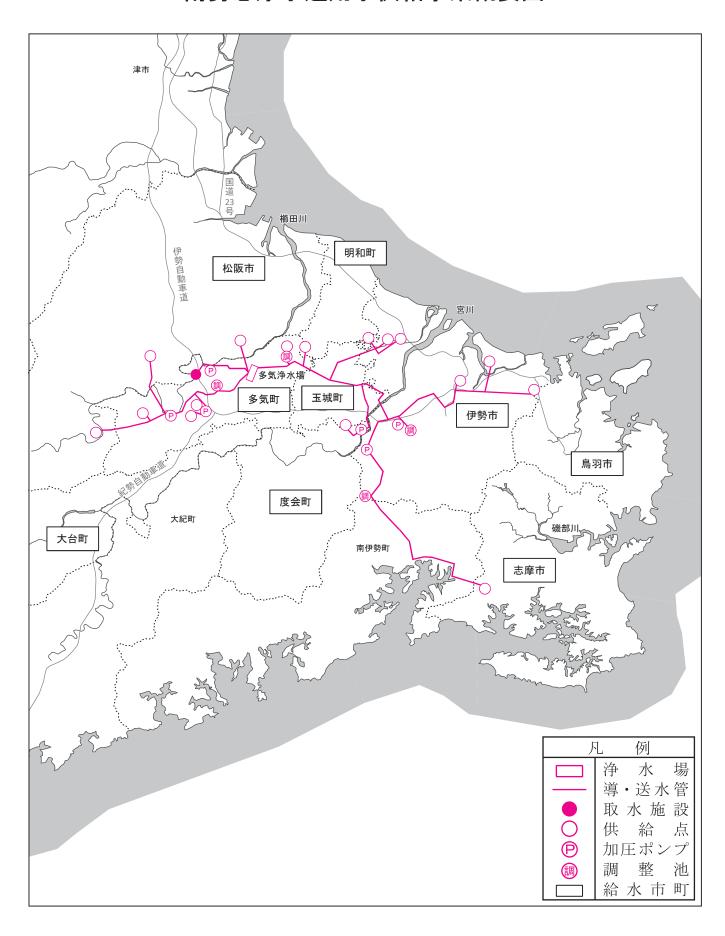
北中勢水道用水供給事業(北勢系)概要図



北中勢水道用水供給事業(中勢系)概要図



南勢志摩水道用水供給事業概要図



4 工業用水道事業の概要

(1) 事業概要

三重県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。なお、多度工業用水道事業は平成28年4月1日に事業を廃止しました。

現在、県域全体では最大給水能力911,500㎡/日を有し、県内の91社104工場に 工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与しています。

また、将来の水需要に備えて、三重用水、長良川河口堰に水源を確保しています。

(営業関係) (令和3年4月1日現在)

(III) ICIDG VI ()								
事業名	給水区域	給水工場数	水 源 <浄水場>	給水能力 (m³/日)	契約給水量 (m³/日)	給水開始 年月日	工期	事業費(千円)
北伊勢工業用水道事業	桑四鈴津朝川	70社81工場	長三く 員く 木用岩山 東用地 坂 総 *ム) 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	(1,000,000) 840,000	754,990	昭和31年 4月1日	昭和28年~	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	14社16工場	雲 出 川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	14,370	昭和46年 5月1日	昭和44年~	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社 7工場	櫛 田 川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36~62年度	908,208
合 計		91社104工場		(1,088,500) 911,500	807,860			(14,699,936) 69,255,243

- ※1 給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示す。
- ※2 給水区域は現在給水している区域を示す。
- ※3 中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。
- ※4 給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたもの。

(確保水源) (令和3年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m³/日)	工期	事 業 費	備考
鈴鹿工業用水道事業	四日市市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ~ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
長良川河口堰関連工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ~ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
計	_	_	519,800	_	_	_

(2)料金

本県では、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

「基本料金」は、基本使用水量(契約水量)に基本料金単価(円/㎡)を乗じて得た金額であり、「使用料金」は、使用水量(基本使用水量から休止水量を減じて得た水量)に使用料金単価(円/㎡)を乗じて得た金額です。また、使用水量を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。なお、季節的に使用量が少ない時期などには、休止水量を申し出ていただくことにより、その分の使用料金を減額しています。

料金単価表

(単位:円/m³)

事業名	基本料金	使用料金	超過料金
北伊勢工業用水道事業	14.5	4.0	37.0
中伊勢工業用水道事業	27.4	2.0	58.8
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

(3) 水質

水質実績表(令和2年度平均)

	一手用人坐亡の	て来ロイズの	北伊勢工業用水道				La Pre
検査項目	三重県企業庁の 水質標準値	工業用水道の 供給標準値	沢地 浄水場	伊坂 浄水場	山村 浄水場	中伊勢 工業用水道	松阪 工業用水道
水温	_	_	17.4	16.2	17.4	17.7	17.4
濁度	10度以下	20度以下	2.0	2.3	2.4	0.1未満	0.1未満
pН	6.5以上8.0以下	同左	7.4	7.3	7.3	7.0	7.0
酸消費量(アルカリ度)	75mg/l以下	同左	30.8	25.3	19.6	32.6	33.1
全硬度	120mg/l以下	同左	34	30	24	37	37
全蒸発残留物	250mg/1以下	同左	70	69	62	79	65
塩化物イオン	20mg/l以下	80mg/l以下	5.0	4.1	3.8	5.4	4.3
鉄	0.3mg/1以下	同左	0.11	0.10	0.09	0.01	0.03
マンガン	0.2mg/l以下	同左	0.013	0.013	0.010	0.012	0.002

[※] 工業用水道の水質は、法令上の基準が無く、三重県では独自に供給の目安となる水質標準値を定めています。

(4) 営業実績などの概況

① 給水実績などの推移

事業名	区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
	基本水量	(m³/年)	265,787,430	264,902,680	266,019,960	270,406,700	275,316,520	275,553,050			
	使 用 水 量	(m³/年)	182,607,193	186,615,259	189,887,422	193,558,361	197,662,900	196,068,402			
	給 水 実 績	(m³/年)	142,261,976	144,787,764	146,191,569	151,510,266	148,481,916	143,355,283			
北 伊 勢 工業用水道	給 水 能 力	(m ³ /目)	830,000	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000			
	最大給水量	(m ³ /目)	461,699	459,127	455,630	485,295	466,411	453,626			
	平均給水量	(m ³ /目)	388,694	396,679	400,525	415,097	405,688	392,754			
	料 金 収 入	(千円/年)	4,608,582	4,609,015	4,638,828	4,720,901	4,796,951	4,792,567			
	基 本 水 量	(m³/年)	6,709,560	7,119,650	5,278,490	5,153,550	5,259,420	5,245,050			
	使 用 水 量	(m³/年)	6,050,873	6,396,654	5,000,638	4,919,201	4,983,330	4,955,271			
rh /II. %h	給 水 実 績	(m³/年)	4,007,203	4,182,201	3,757,476	3,776,074	3,769,329	3,560,661			
中伊勢工業用水道事	給 水 能 力	(m ³ /目)	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000			
	最大給水量	(m ³ /目)	13,342	15,482	12,109	12,262	12,692	11,844			
	平均給水量	$(m^3 \diagup \exists)$	10,949	11,458	10,294	10,345	10,299	9,755			
	料 金 収 入	(千円/年)	157,205	167,823	125,628	158,458	159,176	158,318			
	基本水量	(m³/年)	14,091,000	14,052,500	14,052,500	14,052,500	14,091,000	14,052,500			
	使 用 水 量	(m³/年)	14,185,605	14,165,930	14,170,348	14,157,551	14,219,312	14,181,915			
te) Di-	給 水 実 績	(m³/年)	10,659,459	10,895,836	11,074,892	11,219,795	10,855,969	9,530,471			
松阪工業用水道事業	給 水 能 力	(m ³ /目)	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500			
	最大給水量	(m^3/\exists)	35,299	35,060	36,857	36,196	37,230	33,330			
	平均給水量	(m ³ /目)	29,124	29,852	30,342	30,739	29,661	26,111			
	料 金 収 入	(千円/年)	228,483	228,470	228,611	228,202	229,562	228,981			
	基 本 水 量	(m ³ /年)	0								
	使 用 水 量	(m³/年)	0	平成28年4月1日 事業廃止							
9 m	給 水 実 績	(m ³ /年)	0								
多 度 工業用水道 事 業	給 水 能 力	(m ³ /目)	10,000								
	最大給水量	(m ³ /∃)	0								
	平均給水量	(m ³ /∃)	0								
	料 金 収 入	(千円/年)	0								
	基 本 水 量	(m³/年)	286,587,990	286,074,830	285,350,950	289,612,750	294,666,940	294,850,600			
	使 用 水 量	(m³/年)	202,843,671	207,177,843	209,058,408	212,635,113	216,865,542	215,205,588			
	給 水 実 績	(m³/年)	156,928,638	159,865,801	161,023,937	166,506,135	163,107,214	156,446,415			
合 計	給 水 能 力	(m ³ /目)	911,500	911,500	911,500	911,500	911,500	911,500			
	最大給水量	(m ³ /目)	510,340	509,669	504,596	533,753	516,333	498,800			
	平均給水量	(m ³ /目)	428,767	437,988	441,161	456,181	445,648	428,620			
	料 金 収 入	(千円/年)	4,994,270	5,005,308	4,993,067	5,107,561	5,185,689	5,179,866			

[※] 料金収入は消費税および地方消費税抜き。

② 工業用水道料金の推移

(円/m³)

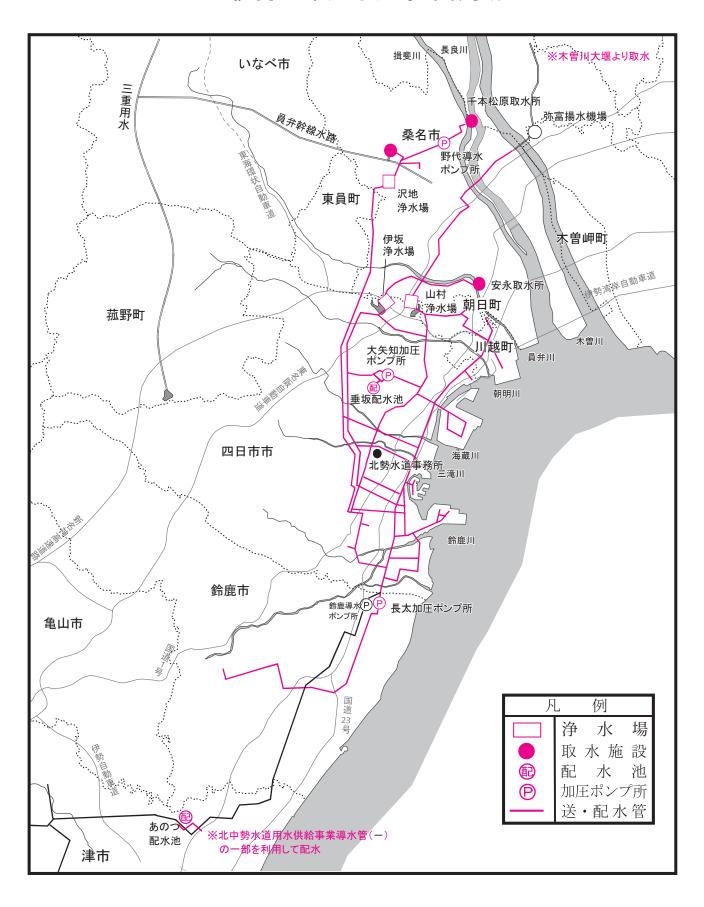
年度		年度	昭和 53~	昭和 56~	昭和 59~	昭和 62~
事業別			55 年度	58 年度	61 年度	平成2年度
北基本伊料金		四•1~3期	10.5	14.1	17.0	17.6
	基本料金	3 期代替	9.5	13.1	16.0	16.6
7工業日		4期	16.0	19.8	22.0	20.6
北伊勢工業用水道	超過料金	四•1~3期	21.0	28.2	34.0	35.2
		4期	32.0	39.6	44.0	41.2
工業田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	差	本料金	13.5	17.7	21.2	22.3
工業用水道	超過料金		27.0	35.4	42.4	44.6
工業用水道	基本料金		9.0	11.3	12.5	13.3
	超過料金		18.0	22.6	25.0	26.6

(円/㎡)

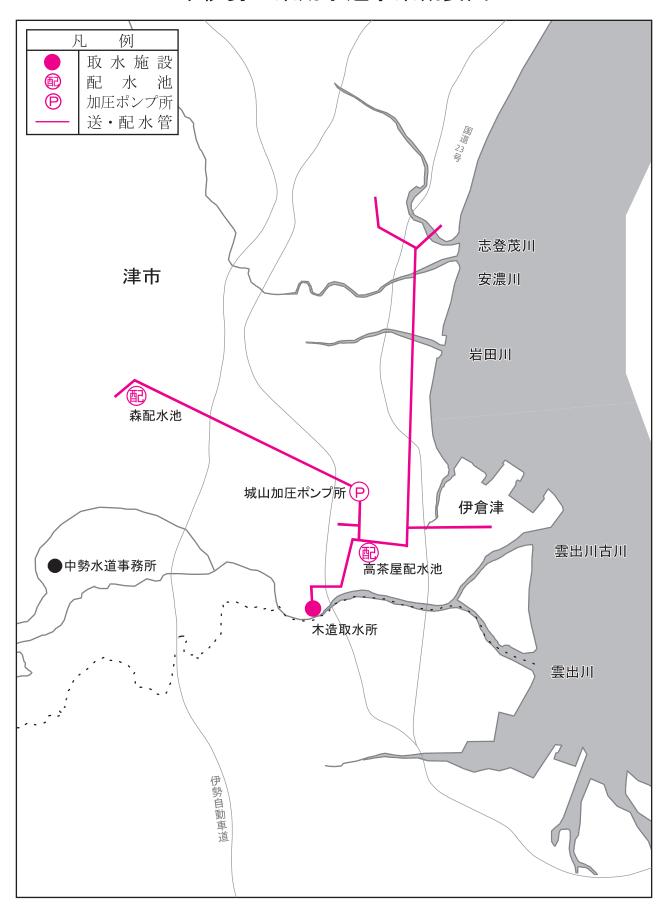
	年度	平成 2~	平成 5~	平成 12~	平成 18 年度~	平成 22 年 1 月	平成 25 ~	亚出 20 年度-
事業短	引	4年度	11 年度	17 年度	21年12月	~24 年度	29 年度	平成 30 年度~
工北	基本料金	16.5	17.0	17.0	17.0	15.5	14.5	14.5
果 用 伊	使用料金	3.4	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0	4.0
道勢	超過料金	39.8	41.0	41.0	40.0	38.0	37.0	37.0
工業用水道	基本料金	20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	27.4
	使用料金	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0
	超過料金	45.0	46.4	46.4	46.4	46.4	46.4	58.8
工業用水道	基本料金	12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金	1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	超過料金	28.0	29.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0

[※] 平成2年度から料金体系の変更を実施。

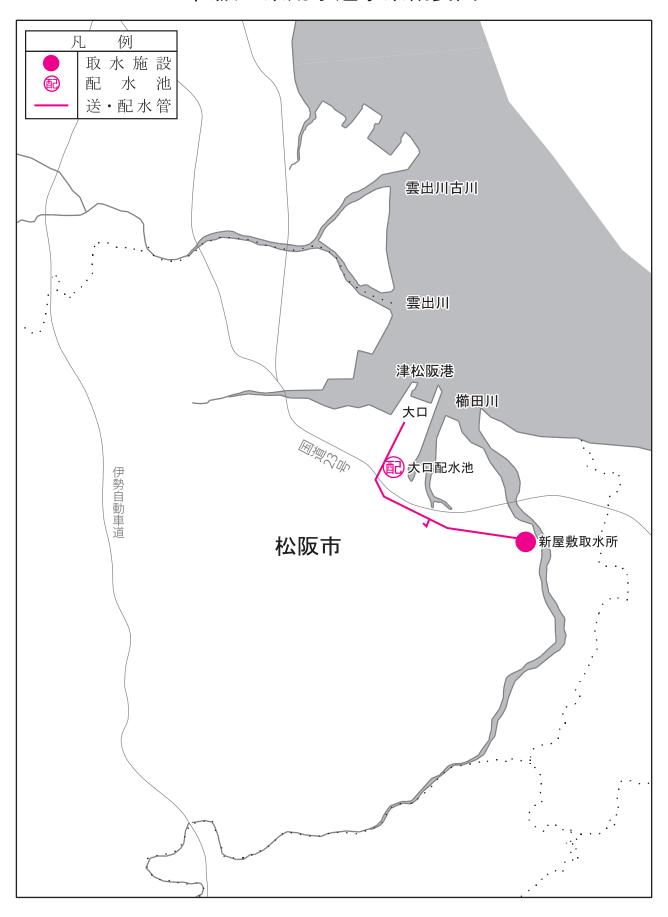
北伊勢工業用水道事業概要図



中伊勢工業用水道事業概要図



松阪工業用水道事業概要図



5 「三重県企業庁経営計画(平成29年3月策定)」の概要

第1章 策定の趣旨

1 目的

人口減少に伴う給水量の減少とともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要の増大が見込まれる中、東日本大震災の経験を踏まえた震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

三重県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、総務省及び厚生労働省から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づける。

3 計画期間

今後30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、平成29年度から平成38(令和8)年度までの10年間の計画とする。

第2章 経営の基本

1 経営理念(存在意義)

公共性と経済性を両立させたうえで、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献

2 ビジョン(将来の状態)

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、 県民から信頼される公営企業

3 ミッション (使命・担うべき役割)

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供
- •「強靭」な体制で「持続」してサービスを提供

4 経営にあたっての行動基軸

- 信頼とパートナーシップの構築
- コンプライアンスの推進
- ・健全な経営
- ・絶え間ない検証・改善
- ・環境保全と社会貢献

〇水道用水供給事業(平成29年3月策定時)

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開													
【現状】	経営目標			経営	目標達成に「	句けた取組	1					成果指標	票	
(事業の概要) ・北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営		(ア)適	切な水質		水源から 水質試験 てきめ細;	結果を浄力	、処理工程	にフィー		I			現状値 H28	目標値 H38 (R8)
・県内29市町のうち18市町に水道用水を供給・給水能力は日量429,366㎡で、県全体の水道使用量の約28%を供給	ア 安全でおいしい水の供給	(イ)水	質管理の 理目標値	強化		おい」の餐 などにつV	見点から総 ヽて、国の	トリハロ水質基準	メタン、カ 等より高い	・総ト 理目	基準適合率 リハロメタ 標値達成原	マンの管 ほ(%)	100 100	100 100
(給水量・料金の状況) ・給水量実績は減少傾向で推移 ・施設利用率は全体で約46%		(ウ)浄水処理施設の機能強化		設の機能強化	・水源水質の変動による一時的な異臭味の発生時や水源の水質事故発生時の対策として、活性炭処理設備を整備することで浄水処理機能を強化 ・平成27年度に改定された水質基準への対応として、大里浄水場に凝集沈澱池を整備		標個達成度 (%) 		6) 2-MIBの	100 100	100			
・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化・給水原価は、全国平均と比較すると高い状態(施設管理・整備の状況)		・浄ź 南済 (ア)耐震化 ・耐気		 ・浄水場については、東日本大震災後に公表された 南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断結 果に基づき、計画的に耐震化 ・耐震性を有しない管路のうち、特に液状化が想定 される地域に埋設されているなど被害率の高い管 路を優先して耐震管に布設替え 		± = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	場の耐震化		現状値 H28 10.2	目標値 H38 (R8) 51. 0				
・効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御 するとともに、浄水場に職員を配置したうえで運転監視	イ 強靭な水道の構築	(イ) 老	朽化対策		・電気・機				 点検整備や 果的に更新		の耐震適合	·率 (%)	62. 1	67. 7
などの業務を個別に民間委託 ・浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を推進 (水質管理の状況)		(ウ)施設の長寿命化			・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性 を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防 的な修繕などを実施していくことで機能の保持・ 回復を図る「予防保全型維持管理」を推進		・設備	の更新率 章害発生件		0	100			
・水質管理情報センターへ水質担当職員を集約し、水質管理や調査・研究の体制を強化		1		ネジメントに 資産管理	・施設・財 ぐため、 的な視点	アセットマ	マネジメン	ト手法に	代に引き継 よる中長期	1				
(財務の状況) ・損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債など		(イ)施		週 止化	・施設更新施設規模・受水市町でする連携・	や配置なと などと検診	ごにより再 対体制を構	構築築し、人	材育成に関		現状値 目 H28 H3			目標値 H38 (R8) 115. 0
の繰上償還により長期債務残高が減少・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保	ウ 健全な事業運営の持続 	ウ 健全な事業運営の持続 (エ)料金制度の最近			する連携や施設の共同化など、事業統合に限らず 将来の合理的な運営方法などを検討 ・県が供給する水道用水の利用促進につながる使用 料金の設定、超過料金の廃止など、料金体系の見 直しについて検討			· 経常	収支比率	(%) 10		100 以上		
【今後の見通しと課題】 ・県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準 への的確な対応		(才)官	民連携		更なる効果し、民間要発注などの活用	委託の契約	的期間の長	期設定や	、性能評価	E	原価、経常収	支比率の現	状値は H27	' 実績値
・南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地	投資・財政計画(収支計画)			区分 収 益	H29	H30 8,807	H31(R元)			H34 (R4)		H36 (R6) 8,777		7) H38 (R8)
震への備えや設備の老朽化に伴う更新需要への対応 ・人口減少に伴う水需要が減少する一方、施設の改良・更	(単位 (注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み・端数処理のため合計が合わない場合があり	の金額です。	収益的 収 支 資本的	費 用 純損益 収 入 支 出	8,847 8,813 34 1,031 6,226	8,694 113 1,435 5,364	8,798 8,638 160 2,004 6,803	8,780 8,475 305 2,743 8,377	8,415 371 3,679 6,531	8,784 8,453 331 2,684 6,559	8,782 8,478 304 2,212 6,271	8,505 272 3,165 7,404	8,5 2 4,1	32 8,510 34 233 52 52 47 4,710
新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営 の持続	・確保水源に係る経費を含んでいます。 ・10年間の建設改良費は約441億円です。			うち建設改良費 資本的収支差 注業債残高 部留保資金	$3,230$ $\triangle 5,195$ $19,288$ $9,700$	$2,989$ $\triangle 3,929$ $16,913$ $9,558$	$4,579$ $\triangle 4,799$ $14,689$ $8,715$	$6,475$ $\triangle 5,634$ $12,788$ $7,216$	$\triangle 2,852$ $12,495$	$ \begin{array}{r} 4,745 \\ $	$4,608$ $\triangle 4,059$ $11,475$ $8,615$	$5,914$ $\triangle 4,239$ $12,391$ $8,561$	$\triangle 4,0$ 11,2	95 $\triangle 4,658$ 71 $10,361$

〇工業用水道事業(平成29年3月策定時)

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開													
	経営目標			経営	目標達成に	向けた取	組					成果指	標	
【現状】 (事業の概要) ・北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の3事業を運営 ・平成28年度当初で県内93社106工場に工業用水を供給	(ア)		(ア)耐震化		 ・南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、山村浄水場、伊坂浄水場及び水管橋を耐震化 ・老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路を耐震化 ・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新 			ぎ - 浄ス			現状値 H28 28. 0	目標値 H38 (R8) 100		
・最大給水能力は日量 911,500 ㎡で、県全体の工業用水需要量の約6割を供給 (給水量・料金の状況)	ア 強靭な工業用水道の構築	(イ)老朽化対策		所 (9 · 管記				水弁の更新 %) 路の耐震適 %)		- 60. 6	100			
・給水量実績は減少傾向で推移 ・平成 28 年度当初の契約率は、北伊勢 86%、中伊勢 60%、 松阪 100% ・経済情勢の変化などにより、実際に使用する水量と契約		(ウ)施設の長寿命化		・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性 を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防 的な修繕などを実施していくことで機能の保持・ 回復を図る「予防保全型維持管理」を推進			· · 給	備の更新率 水障害発生 件)		1	100			
水量が乖離 ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで 料金を低減化		(ア) 的	確な水割	需要の予測	~ - • •	需要を的	確に予測		に反映	L				
(施設管理・整備の状況) ・効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、その業務を民間委託し、平成21年度からは浄水場などの技術管理業務の包括的な民間委託を導入		(イ) アセットマネジメント による適正な資産管理			・将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践		ジ 管	水原価(円	 ∕ m³)	現状値 H28 30.1*	目標値 H38 (R8) 35. 4			
・浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を推進 ・取水困難な水源を廃止するなど施設規模を適正化	イの健全な事業運営の持続	(ウ)施	設規模0)適正化	・渇水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、 総合的に必要な施設規模を検討				間給水量(213		
(財務の状況) ・損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債など の繰上償還により長期債務残高が減少		・ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定 (エ)料金制度の最適化 した事業運営を確保したうえでの新しい料金の仕 組みについて検討			······ 定 : 注 *給	常収支比率 冰原価、年間 7 実績値		109.3* 经常収支比率	100 以上					
・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保		(才) 官	民連携		て、導入	効果を検	証しながら		な委託につい 間や委託内容					
【今後の見通しと課題】 ・南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地震への備えや施設の老朽化に伴う更新需要への対応 ・施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続	投資・財政計画(収支計画) (単位 (注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの ・端数処理のため合計が合わない場合がありる	の金額です。	収益的 収 支 資本的 収 支	区分 収 益 費 用 純損益 収 入 支 出 うち建設改良費	の拡充な H29 5,641 5,610 31 3,407 7,306 5,201	H30 5,617 5,616 1 4,116 7,219 5,953	H31 (R元) 5, 751 5, 747 4 5, 826 8, 415 7, 168	H32 (R2) 5, 800 5, 779 21 4, 765 7, 423 6, 322	H33 (R3) 6, 109 6, 082 27 2, 458 5, 102 4, 079	H34 (R4) 6, 101 6, 081 20 2, 565 5, 283 4, 364	H35 (R5) 6, 094 6, 056 38 1, 820 4, 546 3, 633	H36 (R6) 6, 087 6, 063 24 2, 278 5, 067 4, 141	6, 08 6, 07 1, 58 4, 31	2 6, 103 4 6, 067 8 36 4 1, 651 3 4, 398
	・確保水源に係る経費を含んでいます。 ・10年間の建設改良費は約475億円です。	L	企	資本的収支差 業債残高 部留保資金		$\triangle 3, 103$ $15, 221$ $6, 240$	$\triangle 2,589$ $19,165$ $6,386$	$\triangle 2,658$ $22,241$ $6,492$	$\triangle 2,644$ $23,202$ $6,633$	$\triangle 2,718$ $24,374$ $6,763$	$\triangle 2,726$ $24,841$ $6,897$	$\triangle 2,789$ $25,717$ $7,043$	$\triangle 2, 72$ 25, 88	9

〇電気事業(平成29年3月策定時)

第3章 各事業の現状と課題		第4章 事業別の展開						
Franks	経営目標	経営	目標達成に向けた取組	成果指標				
 【現状】 (事業の概要) ・水力発電事業は民間譲渡し、RDF焼却・発電事業を主体とした電気事業を運営 ・RDF焼却・発電事業の事業期間は平成32(令和2)年度末まで ・県内5団体(12市町)で製造されたRDFを燃料として、発電した電力を桑名広域清掃事業組合及び電気事業者へ供給 ・三重ごみ固形燃料発電所の処理能力は日量240トン、発 		(ア)安全・安定運転の取組	 ・RDF製造団体等の関係者と連携し、RDFの品質管理の徹底とRDF焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理 ・地元住民の方々との信頼関係を確保しながら確実に安全・安定運転 					
電出力は 12,050kW (RDF受入量・供給電力量の状況) ・RDF受入量は年間 4 万 5 千トン程度 ・供給電力量は年間約 5 万 MWh (施設管理の状況) ・RDF貯蔵槽爆発事故後に維持管理体制を見直し、施設の総点検及び改修を行うとともに危機管理マニュアルなどを整備	ア 三重ごみ固形燃料発電所 の安全・安定運転	(イ) RDF焼却・発電事業 の終了への対応	・平成32(令和2)年度末のRDF焼却・発電事業の終了に伴う課題を整理し、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い、円滑に事業を終了・事業終了後に、関係部局と連携し事業を総括	現状値 目標値 H28 H32 (R2) ・RDF外部処理委託量 0 0 ・電気事故件数(件) 0 0				
・新たな貯蔵施設を整備し、安全の確保に万全を期した運転管理を実施 (財務の状況) ・損益は、RDF焼却・発電事業の開始から赤字が続いていたが、処理委託料の改定や再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用などにより、平成24年度から黒字化		(ウ)電気事業の清算及び 財産の引継ぎ	・施設撤去などの残務処理、電気事業会計の清算及 び財産の引継ぎについて関係部局と協議					
【今後の見通しと課題】 ・平成32(令和2)年度末までの事業期間において、引き続き三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定的な運転を最優先にした事業運営 ・RDF焼却・発電事業を円滑に終了し、あわせて電気事業を清算	投資・財政計画(収支計画) (単位 (注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み・端数処理のため合計が合わない場合があり		H29 H30 H31(R元) H32(R2) 1,362 1,223 1,234 839 2,417 2,199 2,194 1,868 △1,055 △977 △960 △1,029 500 500 500 400 - - - - 500 500 500 400 - - - - 8,648 8,068 7,674 7,052					

○各事業共通の展開(各事業の展開を支える取組)(平成29年3月策定時)

第3章 各事業の現状と課題			第4章 事業別の展開	
【現状】	経営目標		経営目標達成に向けた取組	活動指標
(経営基盤強化のための取組)・抜本的な経営改善による事業内容の変化に対応した適正な組織の改編と人員の配置・専門研修や訓練、OJTの実施による人材育成や技術継		(ア)組織・定員・給与・ 人事管理	・柔軟で効率的・効果的な組織の整備 ・業務量に応じた適正な定員管理 ・職員の給与について適切な制度管理 ・「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した 人材育成・人事管理	現状値 目標値 H28 H38 (R8
承 ・企業庁独自の非常参集体制の構築など危機管理の強化 ・健全な財務運営と、確実かつ効率的な資金運用及び資金 管理 ・IS09001 を活用した業務の継続的な改善による経営の品	マ の光甘畝の14.14.	(イ)人材育成・技術継承	・職務遂行上必要な専門的知識や危機管理意識、経営感覚を身につけ、事業環境の変化に対応し的確に課題を解決できる人材を育成・企業庁職員として経験的に培ってきた技術や知識について、OJT手法を活用して確実に次世代の職員へ継承	・企業庁専門研修開催 65 以上 ・危機管理マニュアル 等に基づく訓練の回 76 70
質向上	ア 経営基盤の強化	(ウ)危機管理	・ライフラインを担う事業者として安全・安定供給を行って いくための危機管理を推進	数(回)
(地域社会との信頼構築のための取組)		(エ)資金・資産の管理・ 活用	・資金の元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ 効率的な運用	・資金運用状況 [※] (%) 100 100 以上 以上
・情報提供とコミュニケーションのためのイベントの実施やユーザーとの定期的な協議・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂・山村ダム周辺を憩いの場として開放などの地域貢献・太陽光発電や小水力発電の導入、浄水場で発生する汚泥		(才)経営の品質向上	・トップマネジメントによる経営の品質管理や業務の継続的 改善により顧客満足につながる質の高いサービスを提供 ・AIやデータ分析に基づく予知保全など新たなICTの技 術動向を注視するとともに、今後の活用についても検討 ・これまで培ってきた技術・ノウハウを生かした新たな事業 展開など、時代の要請に応じた経営について検討	※資金運用状況: 年間平均運用金利÷年間平均普通預金金利
の有効利用など事業活動における環境配慮 【今後の見通しと課題】 ・事業規模の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経		(ア) 情報提供とコミュニ ケーション	・経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たす ことで県民や市町、ユーザーの安心感や信頼感を醸成する ための積極的な情報提供 ・県民やユーザーとの対話による相互理解	現状値 目標値 H28 H38 (R8 ・イベントを通じた情 1,100
験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向 上のための人材育成や技術継承	イ 地域社会との信頼構築	(イ)コンプライアンス	・法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコン プライアンスを推進	報発信対象人数(人) リル ・施設見学受入れ件数 120
・大規模地震など今までに経験のない危機への的確な対応 ・事業を取り巻く環境が変化する中で、地域社会との信頼構			・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂ダム及び山村ダムの周辺 施設の開放など、地域貢献を継続	(件) 122 以上 ・コピー田紙使田豊**
築		(エ)環境配慮	・環境にやさしいオフィス活動、浄水場で発生する汚泥の有 効利用、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの有効活 用など環境に配慮した事業活動を推進	(%) +1.6 △5 (%) **コピー用紙使用量:H27使用量を基準とした削減

第5章 計画の推進

1 進行管理

各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びPDCAサイクルによる検証・改善事業環境に新たな変化等が生じた場合は、必要に応じ計画内容を見直し

2 外部からの意見聴取

市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取

【企業庁60年の歩み】

6 企業庁60年の歩み

(1) 企業庁発足までの経緯

① 電気事業のはじまり

戦後の三重県は、電力の不足が極めて深刻で、本 県の産業発展には、伊勢湾岸地域の工業への電力を 供給するための電力開発が強く望まれていました。 昭和25年に県土木部河港課が策定した「宮川河水 統制事業計画」は、昭和26年には洪水調節、農業 利水及び発電による「宮川総合開発事業」に進展し、 宮川の開発には大きな期待が寄せられました。

昭和27年7月には「宮川開発建設部」を大台町内に設置し、工事用電力を得るための長発電所の建設と事業の基幹施設である宮川ダムの建設に着手しました。

昭和29年の長発電所の営業運転に伴い、電気事業に地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、昭和31年4月には県土木部内に「企業準備室」を設置して、稼働中の長発電所、建設中の宮川第一発電所及び宮川第二発電所に係る完成後の管理体制の検討などを行いました。同年7月から地方公営企業法を適用し、県土木部内に「電気局」を設置するとともに、「宮川開発建設部」を廃止しました。

なお、「宮川総合開発事業」のうち発電計画については、宮川ダム、宮川第一発電所及び宮川第二発電所の竣工をもって昭和33年に完了しました。

② 工業用水道事業のはじまり

四日市港が昭和27年に特定重要港湾に指定される一方で、四日市市塩浜地区にあった旧第二海軍燃料廠の国有地の払い下げ等によりコンビナート群が形成され、工業用水の需要が高まったため、四日市市から工業用水道の建設が要望されました。

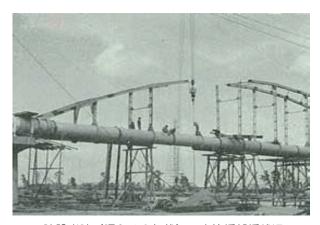
このため、県土木部は、昭和29年1月に鈴鹿川及び三滝川を水源とする四日市工業用水道事業の建設に着手し、昭和31年4月に員弁川を水源とする北伊勢工業用水道第1期事業に着手しました。



宮川ダム建設



宮川第二発電所完工式



建設当時(昭和40年代)の水管橋架橋状況

その後、工場の拡張等により、工業用水の需要は増加の一途を辿っていましたが、反面、地下水の過度の汲み上げによる地下水位の低下や地盤沈下が問題となり、昭和32年7月に工業用水法に基づき四日市市の一部の地域において地下水の汲み上げが規制されました。これに伴い、工業用水の需要に対応するため、県土木部は、昭和33年4月に長良川を水源とする北伊勢工業用水道第2期事業に着手しました。

(2) 企業庁の発足

昭和35年4月に地方公営企業法の一部が改正され、県土木部が所管していた工業用水道事業に地方公営企業法が全部適用されることとなり、これを機会に、電気局を廃止し、電気事業を併合して、昭和36年4月に企業庁が発足しました。

企業庁では、電気事業及び工業用水道事業を引き継ぐとともに、昭和40年から水道用水供給事業、昭和41年から有料道路事業、昭和46年から土地開発事業に着手しました。



宮川第三発電所の取水口である不動谷ダム

(3) 事業の歩み

① 水道用水供給事業

志摩地域においては、水源が乏しく、住民の大部分は浅井戸に飲料水を求めていましたが、渇水期には 枯渇し、また、塩分が混入するなど飲料水が極度に不足していました。水不足による生活環境への影響は 深刻であり、水道供給の早期実現が求められていたため、昭和40年4月に全国に先駆けて恵利原ダムと 神路ダムを水源とする志摩水道用水供給事業の建設に着手し、昭和46年5月から給水を開始しました。

その後、昭和59年及び昭和62年の異常気象による渇水や観光開発等による水需要の増大に対応するため、蓮ダムに水源を求め、平成元年4月に南勢志摩水道用水供給事業に統合のうえ拡張事業に着手し、平成4年4月から給水を開始しました。

また、市町村合併が進み、志摩郡5町から志摩市 1市となったことから、平成23年4月に南勢志摩 水道用水供給事業の一部(志摩系)を志摩市に譲渡し ました。

中勢地域においては、昭和34年の伊勢湾台風により抜本的な治水対策が求められる一方で、都市人口の増加や生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応することも求められていました。

しかしながら、地域内に適当な水源もなく、市町村独自で新規水源を開発することは困難であったため、水道を含め、農業用水、工業用水の補給を併せた君ヶ野ダムを雲出川に建設することとなり、昭和40年4月に県土木部が建設に着手しました。昭和43年4月からは君ヶ野ダムの建設を企業庁が受託して施工を行うとともに、君ヶ野ダムを水源とする中勢水道用水供給事業(雲出川水系)の建設に着手し、昭和46年6月から給水を開始しました。

その後、住宅の建設及び企業立地の進展に伴う 水需要の増加に対応するため、君ヶ野ダムの農業用 水を一部転用することで、昭和50年4月に拡張事 業に着手し、昭和52年9月から給水を開始しまし た。さらに、平成5年4月に長良川河口堰を水源と



上空から撮影した神路ダム



上空から撮影した蓮ダム

する長良川水系の建設に着手し、平成10年4月 から給水を開始しました。

北勢地域においては、鈴鹿山脈などから流入する中小河川の伏流水及び地下水を水源として確保していましたが、戦後、臨海部の開発や内陸部の工業開発、住宅の建設の進展に伴い、水需要が増加してきました。しかしながら、市町村の行政区域内には対応できる水源がなく、また、大規模な水源を開発することは困難であったため、昭和46年8月に木曽川総合用水を水源とする北勢水道用水供給事業(木曽川用水系)の建設に着手し、昭和52年3月から給水を開始しました。

その後、昭和63年4月に三重用水を水源とする 三重用水系の建設に着手し、平成3年4月から給水 を開始しました。さらに、平成10年4月に北勢水 道用水供給事業と中勢水道用水供給事業を統合し、 北中勢水道用水供給事業としたうえで、長良川河口 堰を水源とする長良川水系の建設に着手し、平成 13年4月から給水を開始しました。

南勢地域においては、櫛田川及び宮川の二大河川があり水資源を豊富に保持していましたが、昭和39年に異常気象のため渇水に見舞われ、飲料水不足が大きな社会問題となり、水源の確保が必要となっていました。また、道路、港湾などの施設整備が進み、生活水準が向上することにより水需要が増加するなど、近い将来には、既存の水源では対応が困難な状況となることが予測されていました。

これらを受け、昭和52年4月に蓮ダムを水源 とする南勢水道用水供給事業の建設に着手し、昭和60年4月から給水を開始しました。

伊賀地域においては、井戸の地下水に水源を求めていましたが、井戸の老朽化や地下水位の低下により飲料水が不足していました。さらに、人口の増加や生活様式の高度化、工業団地の拡張をはじめとした地域開発の進展により、水需要が年々増加していました。これらを受け、平成11年1月に川上ダムを水源とする伊賀水道用水供給事業の建設に着手し、平成21年4月から給水を開始しました。

また、市町村合併が進み、上野市をはじめとする 1市3町2村から伊賀市1市となったことから、 平成22年4月に伊賀水道用水供給事業を伊賀市 に譲渡しました。



播磨浄水場(全景)



野々田調整池



大里浄水場 (全景)



宮川水管橋

② 工業用水道事業

北勢地域においては、県土木部が所管していた四日市工業用水道事業、北伊勢工業用水道第1期事業及び建設中の第2期事業を昭和36年4月に引き継ぎ、昭和37年5月から長良川を水源とする第2期事業の給水を開始しましたが、依然として地下水位の低下及び地盤沈下が進行しており、地下水の転換に伴う工業用水を早急に確保するため、昭和38年4月に員弁川を水源とする第3期事業の建設に着手し、昭和43年10月から給水を開始しました。

その後、四日市市霞ヶ浦に巨大な石油化学コンビナートを形成するための用地造成が行われることとなり、新しい工業用水道の建設が強く望まれるようになったため、昭和45年4月に木曽川総合用水を水源とする第4期事業の建設に着手し、昭和52年3月から給水を開始しました。

松阪地域においては、高度経済成長時代に入ると、 工場進出の気運が高まってきましたが、当地域の工業用水はほとんど深井戸に依存しており、揚水量の 増加に伴う塩水の侵入等により水質が悪化してい たため、昭和36年12月に櫛田川を水源とする松 阪工業用水道事業の建設に着手し、昭和38年10 月から給水を開始しました。

津地域においては、戦前から繊維工業が発達し、昭和40年代前半には中南勢開発の拠点として注目されてきました。しかし、当地域の工業用水は地下水と上水道に依存しており、地下水については水質が悪化する傾向で、上水道についても人口増などにより水不足が生じていたため、昭和44年4月に君ヶ野ダムを水源とする中伊勢工業用水道事業の建設に着手し、昭和46年5月から給水を開始しました。

桑名市(旧多度町)においては、御衣野工業団地への半導体関連企業の進出に伴う工業用水の需要の増加に対応するため、昭和59年12月に三重用水を水源とする多度工業用水道事業の建設に着手し、昭和61年4月から給水を開始しました。その後、半導体関連企業の事業再編による工業用水の使用中止に伴い、平成28年4月をもって事業を廃止し、平成30年8月に多度浄水場の撤去を完了しました。

南伊勢地域においては、明和町及び小俣町地内に予定していた埋立造成地への新規誘致工場に対する給水と、伊勢市及び小俣町地内の既存工場における地下水の水質悪化に対する転換用水を確保するため、昭和40年4月に南伊勢工業用水道事業の建設に着手しましたが、埋立造成地計画が実現せず、また、既存工場の需要も増加しなかったことから、平成22年3月をもって事業を廃止しました。



沢地浄水場



需要拡大に伴う管路の増設



多度浄水場 (撤去以前)

③ 電気事業

【水力発電事業】

〇水力発電事業のあらまし

県内の電力確保及び電力の安定供給を行うために、昭和27年に長発電所をはじめとして、宮川第一、宮川第二、宮川第三発電所を建設し、昭和36年の企業庁発足後には三瀬谷、青蓮寺発電所を建設しました。

さらに昭和48年のオイルショックを受け、石油に代わるエネルギー確保のため、大和谷、蓮、青地、比奈知発電所を建設しました。

また、低廉な電力の効率的・安定的供給のため、 昭和42年の長発電所から各発電所を順次無人化 するとともに、昭和45年に建設した青蓮寺発電所 以降は無人発電所として建設しました。

平成14年には全ての発電所の運転監視制御を 三瀬谷発電管理事務所に一元化しました。

〇水力発電事業の民間譲渡

平成18年3月に県議会から「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」が出されたことを受け、県は平成19年2月に「企業庁のあり方に関する基本方向について」を公表し、この中で水力発電事業については、全ての水力発電所の運営と地域貢献取組が継続されることを条件に「民間譲渡が最初の選択肢となる。」との考え方を示しました。

これを受けて、同年9月から中部電力株式会社 との間で譲渡に関する様々な課題について協議を 進め、平成23年8月に、10箇所全ての発電所を 3年間で段階的に譲渡することなどを内容とする 「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に 関する基本的事項の合意書」を締結しました。

この合意書に基づき、平成25年4月1日に青蓮寺、比奈知の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二、蓮の3発電所を、平成27年4月1日に長、宮川第三、三瀬谷、大和谷、青田の5発電所を中部電力株式会社へ譲渡しました。



宮川第二発電所



三瀬谷発電管理事務所



三瀬谷発電所



青田発電所

【RDF焼却・発電事業】

ORDF焼却・発電事業のあらまし

資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの活用を促進するためのモデル事業として、桑名市多度町に三重ごみ固形燃料発電所(以下「RDF発電所」という。)」を建設し、平成14年12月から稼働しました。

RDF発電所では、令和元年9月の運転終了までに、市町等が製造したRDFを約75万t受け入れ、約7億9,500万kWhの電気を電気事業者等に供給しました。($\frac{2}{1}$ 1年あたりの供給電力量は、一般家庭約14,400世帯分の年間電気使用量(1世帯あたり3,245kWh)に相当します。)また、RDF発電所で発生する焼却灰は、セメント原料や土木資材としてリサイクルしました。



三重ごみ固形燃料発電所



RDF (ごみ固形燃料)

〇RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応

RDF発電所稼働後の平成15年8月19日に、 RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2 名が殉職される事故が発生しました。

直ちにRDF発電所の運転を停止し、事故の背景や原因の調査を行い、維持管理体制の見直し、施設の総点検及び安全運転のための改修、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」の設置等の安全対策を行いました。

平成18年8月には、新たな貯蔵施設の運用を開始し、電気事業法で定められた点検以外に約4か月ごとに清掃点検を行うなど、令和元年9月のRDF焼却・発電終了まで、安全・安定運転に努めました。

痛ましい事故が発生した事実を風化させることなく、また、企業庁における安全で安定した事業運営を誓う機会として、平成18年度から毎年8月19日に安全祈願行事を実施しており、発電所廃止後も当庁の労働安全衛生関連行事に位置づけ、継続しています。



RDF貯蔵施設



安全祈願行事(毎年8月19日に実施)

ORDF焼却・発電の終了

RDF焼却・発電事業については、事業期間を平成32(令和2)年度末までとしていましたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の稼働が平成31(令和元)年度中に見込まれるなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなったため、平成30年7月の三重県RDF運営協議会総会において、「製造団体は平成31(令和元)年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議されました。

これに伴い、RDF発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了し、同年12月21日に電気事業法におけるRDF発電所の廃止を行いました。

令和3年1月28日にはRDF焼却・発電施設の 撤去工事に着手しました。



発電停止操作(令和元年9月17日)

4 有料道路事業

県土木部において、地域の産業開発の促進を図るため、有料道路の建設が進められましたが、公営企業として建設する方針が出され、昭和42年に長島有料道路の建設及び北伊勢有料道路事業の運営・管理が企業庁に引き継がれました。その後、鈴鹿公園、青山高原、志摩開発有料道路の建設を進めました。昭和48年6月には三重県道路公社が設立され、これらの事業を順次移管し、昭和51年12月で有料道路事業を廃止しました。



志摩開発有料道路(パールロード)

⑤ 土地開発事業

昭和47年、青山高原地域の開発と余暇における 活用の場を提供することを目的に、現在の津市白山 町内で青山高原保健休養地土地の建設に着手しま した。

この事業では、山間部での類似の開発行為に対して、県として範たる開発を示す目的もあり、分譲用別荘地の提供のほか、道路や緑地等の公共施設、プールやキャンプ場等の利便施設の整備も行いました。

別荘地の分譲は昭和48年度から開始しましたが、予想を上回る成果を得て、昭和63年度末で土地開発事業を廃止しました。



青山高原保健休養地

7 年表

年 月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和26年 4月		A SINDA NI	A MANAKI		5月-9電力会社発足
昭和27年 4月	のための調査を開始・宮川総合開発事業に着				0月 0世月五正光仁
	手・宮川ダム建設に着手				
7月	・宮川界発建設部を設置 ・長発電所の建設に着手				7月-電源開発促進法公布 8月-地方公営企業法公布
昭和28年 6月	・宮川第一発電所の建設 に着手				
昭和29年 1月	・長発電所の営業運転開 始	・土木部が四日市工業用 水道事業の建設に着手			
	・電気事業に地方公営企 業法の財務規定を適用				
6月	・宮川第二発電所の建設 に着手				
昭和30年 3月	・宮川ダム定礎式				
昭和31年 4月	・土木部に企業準備室を 設置				6月-工業用水法公布
7月	・電気局設置 ・電気事業に地方公営企 業法を適用				
昭和32年 4月	・宮川第一発電所の営業 運転を開始				
5月	・宮川ダム竣工				6月-水道法公布
昭和33年 1月	・宮川第二発電所営業運 転を開始				4月-工業用水道事業法 公布
7月	・宮川第三発電所の建設 に着手				10月-日本工業用水協会設立
昭和36年 4月		・工業用水道事業に地方 公営企業法を適用 ・四日市工業用水道事 業、北伊勢工業用水道第 一期事業及び建設中の第 二期事業を土木部から引		・電気局を企業庁に改組 (組織…本庁6課、出先6 機関)	11月一水源開発促進法公 布 11月一水源開発公団法公
12月		き継ぐ ・松阪工業用水道事業の 建設に着手			布
昭和37年 3月	・宮川第三発電所の営業				
5月	運転を開始	・北伊勢工業用水道第二 期事業の一部給水を開始			5月-工業用水法の一部 改正 5月-水資源開発公団が 発足
昭和38年 4月		・北伊勢工業用水道第三			
10月		期事業の建設に着手 ・松阪工業用水道事業の 給水を開始			
昭和39年 3月	・三瀬谷ダム及び三瀬谷 発電所の建設に着手				7月一電気事業法公布
昭和40年 1月 3月		・伊坂ダム定礎式	水道事業に地方公営企		
4月		・南伊勢工業用水道事業 の建設に着手 ・北伊勢工業用水道第二 期事業の給水を開始	業法を適用 ・志摩水道用水供給事業 の建設に着手		
昭和41年 11月		・伊坂ダム貯水開始		・有料道路事業に地方公	
昭和42年 1月	・長発電所を無人化	• 松阪工業用水道第一期		営企業法を適用	
3月		拡張事業の建設に着手		・建設中の長島有料道路 事業を土木部から引き継	
4月	・三瀬谷ダム竣工、三瀬 谷発電所の営業運転を開			ぐ ・営業中の北伊勢有料道 路事業を土木部から引き	
5月	台発電所の名乗連転を開 始	· 松阪工業用水道第一期		総ぐ 継ぐ	
0月		拡張事業の給水を開始			

年 月		電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和43年	3月	・青蓮寺発電所の建設に				
	4月	着手 ・料金改定(水力) 【長、宮一、宮二】		・雲出川総合開発君ヶ野 ダム建設事業を土木部か ら受託 ・中勢水道用水供給事業 の建設に着手		
	8月			の建設に有于	・長島有料道路の営業を 開始	
	10月		・北伊勢工業用水道第三 期事業の一部給水を開始		開始	
	11月		男事来の一部桁小を開始 	・志摩水道用水供給事業 の一部(大王町、磯部 町、浜島町、阿児町)給 水を開始		
昭和44年	3月		・北伊勢工業用水道第三 期事業の給水を開始			
	4月		・中伊勢工業用水道事業の建設に着手	・志摩水道用水供給事業 の一部(志摩町)給水を 開始		
	6月	・宮川第一発電所を無人 化				
	9月				・鈴鹿公園有料道路の建 設に着手	
昭和45年	4月		・北伊勢工業用水道第四期事業の建設に着手		・本庁に水道課を設置	
	6月	・青蓮寺発電所の営業運 転開始				
	10月	тарилн	・松阪工業用水道第二期 拡張工事の建設に着手			
	11月		・上野工業用水道事業の 建設に着手			
	12月		The proof of		・志摩開発有料道路(第 一期事業)の建設に着手	
昭和46年	4月	・料金改定(水力) 【宮三】				
	5月		の一部 (津市) 給水を開	・志摩水道用水供給事業 の給水を開始		
	6月		始	・中勢水道用水供給事業 の一部(津市、久居市)		
	8月			給水を開始 ・北勢水道用水供給事業		
	12月			の建設に着手	・土地開発事業に地方公 営企業法を適用	
昭和47年	1月				・青山高原保健休養地の 建設に着手	
	3月			・雲出川総合開発事業の君ヶ野ダム竣工		
	4月			・中勢水道用水供給事業 の一部(嬉野町)給水を 開始		
	8月				・青山高原有料道路事業の建設に着手	
	11月				・鈴鹿公園有料道路の営業を開始	
	12月				・白山八対野土地造成事業の建設に着手 ・志摩開発有料道路(第 二期事業)の建設に着手	
昭和48年	4月			・中勢水道用水供給事業 の一部 (一志町) 給水を 開始	一期事業)の営業を開始 ・北伊勢有料道路を無料	
	8月			・志摩水道用水拡張事業 の建設に着手	開放 ・県道路公社の設立に伴	
	0/1				い、鈴鹿公園有料道路及 び志摩開発有料道路事業 (第一期事業)を移管	
	10月				放	10月ーオイルショック始 まる
	11月				・青山高原保健休養地の 第1回分譲会を開催	
昭和49年	6月		・北伊勢工業用水道事業 の野代導水所を無人化			
	9月		・松阪工業用水道事業の 新屋敷取水所を無人化			

年 月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和50年 4月	・料金改定 (水力) 全発電所を統合	・料金改定	・料金改定 ・志摩水道用水拡張事業 の一部 (磯部町、阿児 町、大王町、浜島町) 給 水を開始 ・中勢水道用水拡張事業 の建設に着手		
5月			・中勢水道用水供給事業 の給水を開始		
6月				・青山高原有料道路を竣 工、事業を三重県道路公 社へ移管	
10月		・北伊勢工業用水道事業 の安永取水所、川越取水 所を無人化		TL: \49 E	
昭和51年 3月	・宮川揚水発電の調査結 果まとまる				
4月	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		・志摩水道用水拡張事業 の給水を開始		
7月				・志摩開発有料道路(第 二期事業)を竣工、事業 を三重県道路公社へ移管 ・「三重県公営企業の設 置等に関する条例」を一	
				部改正、有料道路事業を削除	
昭和52年 3月		・北伊勢工業用水道第四 期事業の一部(四日市 市、楠町)給水を開始	・北勢水道用水供給事業 の一部(長島町)給水を 開始		
4月		・上野工業用水道事業を廃止	・北勢水道用水供給事業 の一部(木曽岬町)給水 を開始 ・南勢水道用水供給事業		
5月			の建設に着手・北勢水道用水供給事業		
5月			・北勢が垣用が供給事業 の一部 (川越町、朝日 町) 給水を開始		
6月			・北勢水道用水供給事業 の一部 (四日市市) 給水 を開始		
昭和53年 1月			・中勢水道用水拡張事業 の一部(白山町)給水を		
4月	・宮川第三発電所を無人 化 ・料金改定(水力)	・料金改定	開始 ・北勢水道用水供給事業 の一部(桑名市、鈴鹿 市)給水を開始		
昭和54年 3月				・白山八対野土地を日生 学園へ売却	
				・白山八対野土地造成事 業を廃止	
4月			・北勢水道用水供給事業 の一部(楠町)給水を開 始		
昭和55年 4月			・中勢水道用水供給事業 の一部 (三雲町) 給水を 開始		
	・料金改定(水力) (一部従量制導入) ・大和公発電所の建設計	・料金改定	・中勢水道用水拡張事業 の給水を開始		
	画が、電源開発調整審議 会の議を経て決定				
昭和57年 2月				・企業庁設置20周年記念 式典を挙行し、「企業庁 20年史」を刊行	
4月		・北伊勢工業用水道事業 の千本松原取水所無人化			
7月	設置) ・連発電所の建設計画 が、電源開発調整審議会 の議を経て決定				58年3月一木曽川用水完成
昭和58年 4月	・土木課分室を廃止し、 大和谷、蓮発電所建設事 務所を設置 ・料金改定(水力)				

年 月		電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和59年	4月		・料金改定			
	8月				・職員福利厚生施設「いなづま会館」開館	
1	12月		・多度工業用水道事業の 建設に着手			
四和公午	о П		建成に有子		[E #8 67 24 18 18 1	
昭和60年:		**(ヘコケウ (-		101 A 34 🖶	・「長期経営ビジョン」を策定	
,	4月	・料金改定(水力)		・料金改定 ・南勢水道用水供給事業		
		Les (Anna Time Walley)		の暫定(鳥羽市、二見 町)給水を開始		
		・大和谷発電所の営業運 転開始				
1	11月				・「長期経営ビジョン」 に基づく第一次推進計画	
					を策定	
昭和61年	4月		・多度工業用水道事業の一部給水を開始		・企画開発課を設置	
昭和62年	4月	・料金改定(水力)	・料金改定			
	5月			・南勢水道用水供給事業 の一部(明和町)給水を		
,	7月			開始 ・南勢水道用水供給事業		
	1月			の一部(伊勢市、松阪市、鳥羽市、飯南町、二		
				同、局初市、城南町、二 見町、小俣町、度会町) 給水を開始		
				和小で 用炉	F F7 Her lett MV > 2 × 2	
昭和63年 :	3月				・「長期経営ビジョン」に基づく第二次推進計画	
	4月				を策定・北勢水道事務所水沢建	
				· 南勢水道用水供給事業	設所を設置	
				の一部(玉城町)給水を 開始		
平成元年:	3月				・青山高原保健休養地の	
					分譲を終了 ・土地開発事業を廃止	
	4月	・料金改定 (水力)		・南勢志摩水道用水供給 事業(志摩系拡張)の建		4月-消費税施行
1	12月			設に着手・南勢志摩水道用水供給		
	/-			事業の一部 (勢和村) 給 水を開始		
平成2年	4日	連発電所の一部営業運		・料金改定		
1 19,22		転を開始		11 1 1 2 9 X X L		
平成3年	3月	・ 蓮発電所の営業運転を 開始	・工業用水道条例の全部 改定			
	4月	・料金改定(水力)	・料金改定	・北勢水道用水供給事業		
			・北伊勢工業用水道事業 の伊坂浄水場を無人化	(四日市市、菰野町) 給		
				水を開始・南勢志摩水道用水供給		
				事業(南勢系)の一部(多気町)給水を開始		
				・北勢水道用水供給事業の料金を、木曽川用水系		
				と三重用水系の二本立て に設定		
	11月				・「企業庁30年の歩み」 を発刊	
1	12月	・青田発電所の建設計画 が、電源開発調整審議会 の議を経て決定				
平成4年	4月	・青田発電所建設事務所		・南勢志摩水道用水供給		
		を設置		事業(志摩系拡張)の一 部給水を開始		
平成5年	4月	・料金改定(水力)	・料金改定		・中勢水道拡張建設室を	
					設置	
平成6年:	3月			・北勢水道用水供給事業		
				(三重用水系)の一部 (鈴鹿市)給水を開始		
4	4月				・中勢水道拡張建設事務 所を設置	

年 月		電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
平成6年	12月	・比奈知発電所の建設計 画が、電源開発調整審議 会の議を経て決定				
平成7年	3月	・比奈知発電所を追加するための「三重県公営企業の設置等に関する条例」の改定				
	4月	・料金改定(水力)		・料金改定		
	10月	・青田発電所の営業運転 を開始	・北伊勢工業用水道事業 の沢地浄水場を無人化			
平成8年	4月		・北勢水道事務所「配水 管理センター」を設置	(三重用水系) の給水開 始	・総務課と企画開発課を 統合し企業監理課とその 課内室である経営企画室	
				・南勢志摩用水供給事業 の給水を開始	を設置	
平成9年	4月	・三瀬谷発電所、施設改 良に伴い最大出力を改定 ・料金改定(水力)				平成9年4月-消費税率が 3%から5%に
平成10年	4月			・北中勢水道用水供給事業(中勢系・長良川水 系)の全部給水を開始		
	7月				・「企業庁長期総合計 画」を策定	
	8月			・北中勢水道用水供給事 業(北勢系・長良川水	EJ. EJKAL	
	12月	・比奈知発電所の営業運 転を開始		系)の建設に着手		
平成11年	1月	・RDF関連施設の都市 計画決定		・伊賀水道用水供給事業 の建設に着手		
	4月			V/定収で一個サ	・経営企画室を企画経営 グループに改編 ・北勢水道拡張建設事務 所を設置	
平成12年	4月		・料金改定	・料金改定	・工業用水道課と水道課 を統合し都市用水課を設	
					置 ・伊賀水道建設事務所を 設置	
平成13年	4月	・料金改定(水力)		・北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)の一部(木曽岬町、 長島町、朝日町、川越町、楠町)給水を開始		
平成14年	4月	・制御所を三瀬谷発電管 理事務所へ統合			・企業監理課、都市用水課、電気課を経営資産 チーム、政策企画チーム、水道チーム、工業用水道チーム、電気チームに改編	
	12月	・三重ごみ固形燃料 (RDF)発電所の運転 を開始			STEPPO	
平成15年	4月	・料金改定(水力)			・水道・工業用水道事業 経営チーム、電気事業経 営チーム、経営品質管理 チーム、整備・改革プロ ジェクトチームに改編	
	8月	・三重ごみ固形燃料 (RDF)発電所貯蔵槽 爆発事故			, Ashing	

年 月		電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
平成16年	3月	・三重ごみ固形燃料(R				
		DF)発電所の試運転等 を開始				
	4月		道2浄水場と工水4浄水 場の計6浄水場を同事務	・北勢水道事務所管内水 道2浄水場と工水4浄水 場の計6浄水場を同事務 所から遠方監視制御運転 開始	室、都市用水室、電気事	
		・三重ごみ固形燃料 (R DF)発電所の運転再開 ・台風21号の影響による 集中豪雨により、県内全 ての水力発電所を遠方監 観制御している三瀬谷発 電所等が被災したため、 10ヶ所全ての水力発電所 が運転停止				
平成17年	4月	・料金改定(水力)		・料金改定	·企業総務室、経営管理 室、水道事業室、工業用 水道事業室、電気事業室	
平成18年		・宮川ダム維持放流発電 開始	・料金改定		に改編	
		・RDF貯蔵槽爆発事故 等に係る損害賠償額の支 払いを求める訴えの提起				
	4月 11月	・料金改定(水力)			・「長期経営ビジョ	
	ΙΙЛ				ン」、「中期経営計画」を策定	
平成20年		・長発電所の災害復旧工事による主要設備更新に伴い、最大出力を改定・長発電所の復旧により10ヶ所全ての水力発電所が営業運転を再開				
平成21年		・「三重県企業庁水力発 電事業の譲渡・譲受に関 する確認書」を中部電力 ㈱と締結				
	4月		・北勢水道事務所管内の 工水4浄水場において技 術管理業務の包括的な民 間委託を開始		・企業総務室、財務管理 室、水道事業室、工業用 水道事業室、電気事業室 に改編	
	7月			・北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)の一部(亀山市)給		
平成22年	1月		・料金改定	水を開始		
	3月		・南伊勢工業用水道事業 を廃止			
	4月	・料金改定(水力)		・伊賀水道用水供給事業 を伊賀市へ譲渡 ・料金改定		
平成23年		・「三重県企業庁水力発 電事業の譲渡・譲受に向 けての確認書」を中部電 力㈱と締結			・三重県企業庁第2次中 期経営計画(平成23年〜 平成26年度)を策定	
	4月	・料金改定(水力)		・南勢志摩水道用水供給 事業の一部を志摩市へ譲 渡		
				・北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水 系)の全部給水を開始 ・南勢水道拡張事業の建 設に着手		
		・「三重県水力発電事業 に係る資産等の譲渡・譲 受に関する基本的事項の 合意書」を中部電力㈱と 締結				
	9月	・紀伊半島大水害によ り、青田発電所が運転停 止				

年 月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
平成24年 4月	・料金改定(水力)			・企業総務課、財務管理 課、水道事業課、工業用 水道事業課、電気事業課 に改編	
7月	・青田発電所の譲渡日の 変更に関する合意書を中 部電力㈱と締結				
9月	・譲渡対価の支払い方法 に関する確認書を中部電 力㈱と締結				
10月	・三重ごみ固形燃料(R DF)発電所のFIT法 認定取得				
平成25年 2月	・青蓮寺発電所及び比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書を中部電力㈱と締結				
4月	・料金改定(水力) ・青蓮寺発電所及び比奈 知発電所を中部電力㈱に 譲渡	・料金改定			
平成26年 2月	・宮川第一発電所、宮川 第二発電所及び蓮発電所 に係る資産等の譲渡・譲 受に関する契約書を中部 電力㈱と締結				
3月	・RDF運営協議会から 志摩市が脱退				
4月	・料金改定(水力) ・宮川第一発電所、宮川 第二発電所及び連発電所 を中部電力㈱に譲渡				平成26年4月-消費税率 が5%から8%に
平成27年 3月	・長発電所、宮川第三発 電所、三瀬谷発電所、大 和谷発電所及び青田発電 所に係る資産等の譲渡・ 譲受に関する契約書を中 部電力㈱と締結			・三重県企業庁第3次中期経営計画(平成27年〜平成28年度)を策定	
	・RDF貯蔵槽爆発事故 等に係る損害賠償請求訴 訟の判決言渡し				
	・RDF運営協議会から 松阪市が脱退				
4月	・長発電所、宮川第三発 電所、三瀬谷発電所、大 和谷発電所及び青田発電 所を中部電力㈱に譲渡 ・水力発電事業を廃止		・料金改定 ・南勢志摩水道用水供給 事業の大台町への給水を 開始		
	・RDF貯蔵槽爆発事故 等に係る損害賠償請求訴 訟の判決の確定				
平成28年 4月		・多度工業用水道事業を 廃止			
平成29年 3月				・三重県企業庁経営計画 (平成29年〜平成38 (令 和8) 年度) を策定	
平成30年 4月		・料金改定			

年 月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
	・RDF運営協議会総会において「製造団体は、平成31(令和元)年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議				
8月		・多度浄水場の撤去完了			
	・三重ごみ固形燃料(R DF)発電所でのRDF 焼却・発電を終了				
10月					令和元年10月-消費税率 が8%から10%に
	・電気事業法における三 重ごみ固形燃料(R D F)発電所の廃止				
令和2年 4月			・料金改定		
令和3年 1月	・RDF焼却・発電施設の撤去に着手				

令和3年度 三重県企業庁事業概要 水の恵み

令和3年5月発行 三重県企業庁 〒514-8570 津市広明町13 電話 (059)224-2822

編集 企業総務課企画班

良質な水をお届けする 三重県企業庁



2021年 9月25日(土)~10月5日(火)

かがやいて未来

第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)~10月25日(月)



